

第百二十九回国
参議院環境特別委員会會議録第五号

平成六年六月十日(金曜日)
午前九時三十一分開会

委員の異動

六月八日

荒木 清寛君
補欠選任
横尾 和伸君

六月九日

栗森 喬君
補欠選任
横尾 和伸君

六月十日

乾 晴美君
補欠選任
栗森 喬君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

竹村 泰子君
石渡 清元君
小野 清子君
堂本 暁子君
河本 英典君
狩野 安君
須藤良太郎君
西田 吉宏君
野間 越君
真島 一男君
菅野 壽君
清水 澄子君
矢田部 理君
栗森 喬君
乾 晴美君
勝木 健司君
風間 昶君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

政府委員

環境庁長官官房
長

環境庁企画調整
局長

環境庁企画調整
局長

環境庁自然保護
局長

環境庁大気保全
局長

環境庁水質保全
局長

事務局側

第二特別調査室
長

説明員

警察庁刑事局保
安部生活保安課
長

環境庁企画調整
局長

厚生省生活衛生
局長

環境庁自然保護
局長

農林省省庁構造
改善局建設部水
利課長

林野庁業務部業
務第二課長

刈田 貞子君
有働 正治君

浜四津敏子君

大西 孝夫君

森 仁美君

野村 瞭君

奥村 明雄君

松田 朗君

野中 和雄君

小林 正二君

瀬川 勝久君

澤村 宏君

飯島 孝君

宇井 勝昭君

近藤 勝英君

長岡 壽男君

資源エネルギー
庁長官官房企画
調査課長
建設省都市局街
路課特定都市交
通施設整備室長
濱田 隆道君
中島 浩君

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査

○公害対策及び環境保全の基本施策に関する件
(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

○委員長(竹村泰子君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、栗森喬君及び横尾和伸君が委員を辞任され、その補欠として乾晴美君及び風間昶君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題とし、公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○小野清子君 自由民主党の小野清子でございます。環境庁長官の所信を伺っていただきまして、中一日置いての質問でございますが、私の方もなかなか用意がうまくいかない状態でございますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

長官は、人権問題を中心にこれまで御活躍をされておられました。所信の中でもお述べになられておりますけれども、これまでの経験を踏まえて

環境行政に頑張っていきたいという大変強いお話を伺ったわけでございますが、長官の御就任されてからの感想あるいはこれまで御経験なされた環境に対する問題等、まずお話を伺っていただきたいと思っております。

○国務大臣(浜四津敏子君) ただいま小野先生からお話しいただきましたように、私はこれまで環境行政については特別なかわりがございませんで、そうした意味では今回環境庁長官を拝命いたしましたときに、本当にこれまで環境問題に長年一生懸命尽力されてこられた小野先生初め環境委員会の先生方の御指導をいただきながら、環境問題少しでも、一歩でも二歩でも前進させるために力になれることがあれば一生懸命やらせていただきます。こういう思いで拝命をお受けした次第でございます。

力はありませんけれども、いろいろお教えいただきながら全力で取り組ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○小野清子君 ぜひ頑張っていたきたいと思います。環境はシンクグローバル・アクトローカルという言葉が大変よく使われておりまして、私どもにはもうなじみのある言葉になっております。要するに、考え方は地球的に非常に大きくグローバルに考えるけれども、行動は手元足元から、いわゆる地域に密着をして行動していかなくちゃならない、こういう基本的な考え方があるわけです。

一地域の環境が悪化するということとは、その地域が大変なことになるということ以上に、考え方によつては地球全体が困難な状態になっていくというふうな問題がいろいろの場所所で考えられるわけです。それだけに、環境問題というのは非常に大きくて、かつまた個人一人一人の問題であるというところを改めて認識させていただくわけでござ

います。

予算が、今年度は六百七十三億一千七百万円、前年比五・七％アップという御報告をいただきました。また、環境保全経費等の各省庁の歳出予算に關しましては総額一兆九千五百四十四億、前年比一・一％アップというこれまた大変大きな数字が出てまいりました。

環境庁の予算というものは、私も四年前に政務次官を仰せつかりましたけれども、もうちょっと大きくならないものかな、そういう気持ちでいっぱいのごさいました。が、保全経費等を各省庁合わせますと一兆九千五百四十四億という大変な数字になるわけですね。各省庁の予算に環境行政の先頭に立つて環境庁が踏み込めるものなのかどうなのか。その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(森仁美君) ただいまお話がございましたように、政府の環境保全経費総額が今年度一兆九千億円余ということで計上いたしております。このことは、先般私が平成六年度環境保全経費等の説明として当委員会でご説明申し上げたところでございますが、この中にも盛り込まれておりますように、環境保全に係る経費は各省庁に大変多岐にわたっております。

環境庁では、予算の要求段階におきまして関係省庁に對しまして、環境保全施策の重点的な展開を図るといふことを主眼といたしまして、環境保全経費の見積方針、調整の基本方針というのをまず示すことにいたしております。この方針にのっとり、各省庁はここが全体として重点的なものかどうかというのを承認した上で予算要求書をつくっていくわけでございます。

一方、私どもは大蔵省に對しまして、予算査定について、環境保全経費についてこれこれについて格段の配慮をしてほしいということ、文書をもって主計局長に申し入れるという仕組みをとっております。これは、環境庁設置法に基づきます環境保全経費の見積方針の調整権限、難しく言えばそういうことでございますが、そういう与えられた権限に基づきまして、予算というものを通じ

て環境保全施策が全体的に展開できるように、うまく展開できるように、そして重点的に展開できるようにというところで努力をしております。

おかげさまで総体としては前年度比一・一％増と、この傾向はこしはくすつと続いてきていますところでございますが、今後もなお一層環境保全施策の効率的、効果的な展開を目指して環境保全経費の充実に努力をまいりたいと考えております。

○小野清子君 私が四年前政務次官を仰せつかりましたときに、ちょうど環境庁は二十周年を迎えられたときに、これで成人式だと非常に盛り上がったことを覚えております。成人式というのはやっぱり自立をしていくというふうな立場からも、私は各省庁の調整という役割も大変なことだとは思いますが、けれども、予算面で自由に采配のきくものが少しでも多くならないものか、その辺を期待させていただくわけですが、もう一言お願いいたします。

○政府委員(森仁美君) 一兆九千億のうち環境庁計上分は六百七十三億と、額にしてこれまでよりは大分大きく伸びてまいっておりますが、総額としてはまだまだ小さいものがございます。この予算をつくっていく段階では、小野先生御承知のように、いわゆるシーリングその他のいろいろなルールがございます。その中で最大限努力をし、いろいろな知恵を出しながらここまでまいっております。私どももこの所要の経費が十分に確保されることは当然必要なことと考えておりますので、さらに努力を続けてまいりたいと思っております。

○小野清子君 とにかく応援団たくさんおりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。きょうは、地球環境保全に関する中におきましても、主に地球の温暖化について御質問を申し上げたいと思います。

毎日のように新聞には環境問題というのが何らかの形で出てまいりまして、きのうは「山頂へ逃げる高山植物」と、これが読売の夕刊に出ており

ました。ウィーン大学の研究者が調査をいたしましたら、十年間で高山植物が四メートルも上に上がってしまった。改めて驚くわけですが、このままではいつか高山植物が絶滅の危機に瀕するということが出ておりました。逆に、温暖化を「喜害虫」というのもございまして、地球の温暖化というものがまさに生態系を非常に大きく狂わせていくものであるということに驚きを感じていくわけですね。

三十五年に平均気温が約一度上がるのではないかと、そういう予想の中で、平均気温が一度上がった場合には南極、北極の水が解けて水面が二十センチくらい上がる。約百年で六十五センチから一メートルくらい水面が上がっていくという先を見通して、いよいよ地球温暖化に對処をしていかなければ大変なことになるというのが環境問題の一番大きな問題だと思っております。

それで、六月二日のこれもやっぱり読売ですが、これも、「日本沈没の恐れ」という新聞記事が出ておりました。西暦二〇三〇年までに約二十センチ、二十一世紀末までに六十五センチ、これは先ほど私が申し上げました数字ですが、二酸化炭素の温室効果ガスの増加によって地球温暖化がいわゆる水面を持ち上げていくという大変危惧した状況で、これによって日本が沈没してしまうという記事が出てびっくりしました。先ほど環境庁の方から、いや日本は大丈夫だという訂正もございました。太平洋の島々は大変なことであって、日本は含まれていないということですが、決してこれは安心することではな

くて、どこの国々でも自分の国がなくなるということは大変なことですから、これは日本が日本だけ浮いていればいいということではなく、地球環境問題として真剣に取り組んでいかなくてはならない。

ただ、この中でなぜこういう警告を発したかということは、温暖化現象として一九九三年、去年は今世紀で六番目に暑い年であったというわけですから、それから、一九九〇年は一八四〇年の気象の

記録開始以来最も暑かった年である。これまでの最高気温の一位から八位までが八〇年代に起きているということは、要するに非常に地球が高温暖化しているのか、温暖化が進んでいるということとは、私はこの記事でもって、日本が大丈夫だとかそういうことではなく、やっぱり大変なことだな、そういう気持ちにさせていたいただいでございませう。こうした環境の状況を、日本の場合には調査分析、そういう研究所もありですけれども、チェックなさって先取りなさっていたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○説明員(澤村宏君) ただいま先生から地球の温暖化といふような動植物等に与える影響というふうなことも含めてのお尋ねでございますが、これまでも国といたしましては地球温暖化のいろいろな影響というふうなことにつきましまして、その科学的な解明ということにつきましましては取り組み始めているところでございます。

○小野清子君 CO₂を排出する国というのは、地球全体の大体二割の国々、二割の人口がいわゆる文化的な生活をしてCO₂を非常に排出している。しかし、これから開発途上国は文化生活を待ち望んでいる。そういう観点からしますと、CO₂が多くなっても少なくなることはないというところも一つ考えられます。

先ごろPDU、太平洋民主同盟会議に私参加をしております。西サモアの高等弁務官の方が、美しいサンゴ礁と多種類の生態系、トロピカルフルーツの豊富な宝庫であった、そういう資源が徐々に減少しているということ、海面が上昇しつつあることを大変危惧している。このままいつてしましますと我々の国がなくなる。モルディブとかフィジーとかバングラデシュとかあいう国々が、同時に東京の下町もその中に入ってくるわけですから他人事ではないわけですから、私も、国土全域が喪失してしまうという大変脅威を會議の席でも訴えられたわけですね。

そこで、私も先進諸国という言葉を使って、改めてそのおこりをここでかみしめなくちゃなら

ないわけですが、具体的に環境庁が今どのような取り組みをしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○説明員(澤村宏君) 我が国におきましては、先ず御案内のとおり本年の三月二十一日に発効いたしました気候変動枠組条約のもとで既に制定されております地球温暖化防止行動計画、それに基きまして各般の対策を実施可能なものから順次取り組んでいる状況でございます。

具体的には、二酸化炭素その他の温室効果ガス排出抑制対策、それから森林等の二酸化炭素の吸収源対策あるいは科学的調査研究、普及啓発等、広範な対策が関係各省において講じられているところでございます。そして、その実施状況等につきましては、毎年度、地球環境保全に関する関係閣僚会議に報告することによりまして、フォローアップをしているという状況でございます。

○小野清子君 こういう席では余り具体的な問題というのは議論することに値しないわけですが、日本も責任ある一つの国であるということと、大変気がかりなのは省エネの意識が薄れているのではないかと、今現在、今日本の場合景気が余りよくないわけですから、リストラという言葉の中でのいろいろ経費を削減しようとしているその姿勢がありながらも、CO₂の排出の量が下向きであるかという、決してそうではないわけですが。

地球温暖化防止条約がことしの三月に発効したわけですね。これに基づきまして国別の対応を九月に報告するように義務づけられているわけですが、具体的にこれはどういう内容を報告することになっているんでしょうか。

○説明員(澤村宏君) ただいま御指摘のとおり三月二十一日に発効いたしました。したがって、条約の規定に基づきまして、我が国を含みます先進諸国は、九月二十一日までに地球温暖化対策に関する情報を送付するという事になっていくわけですね。

その送付すべき情報の主な内容といまして

は、一つは温室効果ガスの排出と吸収に関する実績、二番目には地球温暖化対策のためにとりまはとうとしていく政策とその措置、それから三番目にはこれらの政策と措置によりもたらされる効果の予測等、そういった内容となるわけでございます。

○小野清子君 CO₂のいわゆる二酸化炭素あるいは硫酸酸化物とかの排出抑制、これは一九九〇年をもちにそれ以上はふやさないという約束が地球サミットのときにたしか行われたと思っておりますけれども、これは守られているのかどうか伺いたいと思います。

○説明員(澤村宏君) 二〇〇〇年までに一九九〇年レベルに安定化を図るというその努力目標に向けてまして、現在、先ほど申しましたように我が国におきましても地球温暖化防止行動計画に基づきましていろいろ対策を取り組んでいるところでございます。

○小野清子君 とにかく省エネということを最も大事にしなければ、あとは新しいエネルギーを開発するといいますが、開発は進めてはおりますけれども、今のところ石油、化石燃料にかわるものが出てきていないというのが現状ではないかと思っております。最も大切なのは省エネであるという場合に、具体的にどんなことをお進めになっているのか、お教えいただきたいと思っております。

○説明員(澤村宏君) 今先生御指摘のとおり、地球温暖化の主なものは何があるかということを考えてみますと、主要な原因物質は二酸化炭素でございます。その二酸化炭素は化石燃料の消費に伴って排出されるものでございます。そういう意味におきまして、省エネの推進ということは地球温暖化防止対策上最も重要な柱であるというふうに考えております。このため、既に省エネ法の改正あるいは省エネルギーサイクル支援法の制定等によりまして、省エネルギーの一層の推進ということが現在進められているわけでございます。

○小野清子君 やはりこれも六月七日でなければ、気がかりな省エネ意識の薄れ、「長期エネルギー需給見通しが改定される。地球温暖化防止など環境問題に配慮した省エネ型だ。だが、危機意識が薄れる中で、どこまで実現できるのか。心もとない」というのが新聞に出ております。ですから、省エネを徹底していくしか道はないとこの新聞記事の中にも載っております。

国民の中にもいたずらに石油がなくなるときのような不安感まで持たせる必要はないとは思いますが、この現実的危機感あるいは地球の温暖化問題というものをどうやって知らしめてそれを国民の中に浸透させていくか、こういうイニシアチブはだれがとるのか。例えば、石油も今のところ安定供給されておりますし、今急に世界のエネルギーがどうなるかという心配はないだけに、私はこの問題をどこがイニシアチブをとってやっていくのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○説明員(澤村宏君) 先生今御指摘のとおり、二酸化炭素の排出状況というのを見てみますと、特に民生部門それから運輸部門、そういったところで引き続き高い伸びを示しているわけですが、生活に非常にかかわっております民生部門あるいは運輸部門の排出を抑制していくためには、国民一人一人の省エネ意識を高めていくことが不可欠なことでございます。したがって、関係省庁とも連携を図りつつ努力していきたいと思っております。

先ほど申し上げました地球温暖化防止行動計画、これは大変に広い範囲の対策の中に織り込んでいるわけでございます。その実施のためには、社会経済全般にかかわる大変広範なものでございまして、そういうふうな意味におきましても関係省庁と十分連絡をとりながら対策を講じていきたいと、そのように考えております。

○小野清子君 温暖化対策として、OECDに参加をしております二十四カ国の中でやっておりますことにサマータムの導入というものがございまして、これはアイスランドと日本だけが実行しておりますけれども、御案内のようにアイスランドは白夜の国ですから特別行う必要もないかと思

いますし、日本だけが行っていない。世界では大体五十カ国がこのサマータムを導入して非常に効果を上げているということですが、省エネ対策としての見地から、日本の場合にサマータムに対する対応というのはどうなっておりますのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(澤村宏君) サマータムにつきましては、先ほど申し上げました平成二年十月に策定された地球温暖化防止行動計画におきましても、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルの実現のための対策の一つとして、その導入につき検討することとされているところでございます。

○小野清子君 検討することとされているということですが、具体的に今温暖化で海面が上がってくるという西サモアの人たちがおびえているとか、そういう現実の中で、日本が検討すると言葉の中で何か危機感が少し足りないような気がするんですが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○説明員(澤村宏君) これは特に通産省におきましてサマータムの実施、その効果というものはどうかというふうないろいろな勉強をしているというふうにお伺いしております。その中で、サマータムを実施いたしますと一定の省エネルギー効果がある、そういう試算があるというふうにお伺いしております。

環境庁といえども、そういう視点に立ちまして、地球温暖化対策の観点からもサマータムの導入の効果をよく勉強いたしまして、今後の導入をめぐる議論に積極的に参加して貢献していきたい、そのように考えております。

○小野清子君 具体的に何年先から導入などというお話にはなっていないんでしょうか。

○説明員(澤村宏君) 御説明いたします。サマータム制度は、先生御指摘のとおり、夏の間に時計を一時進めて日照時間の有効活用を図るという形で世界の多くの国が導入いたしております。照明時間それから冷房時間が減るとい

ことでエネルギー需要が削減されるということ、私どもの試算では、例えば来年あるいは再来年あたりに導入されたと石油換算で五十万キロリットル以上の省エネ効果があるというふうな期待はしておりますので、その結果としてのCO₂抑制効果も大変期待されるものでございます。

したがって、私どもでは資源エネルギー庁の私的懇談会の中で勉強させていただいておりましたが、導入についてはこれは法律が必要でございまして、関係省庁さままでございまして、必ずしも通産省の法律というわけではございませんので調整を進めております。先生方の御理解もいただいて導入をなるべく速やかに進めていただければというふうな考えておりますが、来年必ず入るという状況でないことは申し上げたいと思っております。

○小野清子君 今五十万キロリットル消費を免れるというのは、これは年間ということですか。

○説明員(濱田隆道君) はい。年間五十万キロリットルに相当いたします。

○小野清子君 今とても必要なことは、国民の認識をどういう方法で高めていくか、何をインパクトとして国民の中に理解してもらうかということがとても大事ではないかと、そういう気持ちなものです。例えば、サマータイムが導入されたときに、なぜサマータイムなんだと。これがいわゆる省エネとして非常に効果があるんだということに結びついてくると、生活の中にそういうものが結びついてエネルギーを少しでも落とそう、使うのを控えようという気持ちとマッチしてうまくいくんではないかという期待を持って、今こうして話をさせていただいているところでございます。

とにかく産業構造というのが環境保全型に変わっていくことは、実際そうであるわけですから、以前ですと公害が多発した時代というのは、企業にとっては対策のための投資というのはいわば負担であったわけですね。ところが、

今、公害防止装置あるいは産業廃棄物処理、先日環境委員会でも視察を横浜の方にさせていただいたわけですから、新しいタイプの大型事業もいろいろと行われるようになってきました。

地球の環境問題が発生してきた背景というのは、やはり大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会であったわけですから、それがある意味でバブルをつくったということかもしれませんし、また物質的豊かさをもたらした反面、環境破壊に大きく奏功してしまつた。こういうとき功を奏したという言葉は余り適切ではないかと思ひますけれども、そういう状況の中で今大きく問題化しているわけですから、地球環境保全というのは地球規模であるということ、私個人とは関係ないという認識がとかく起こりやすいですけれども、結局は一人一人が何かをしなればその地球規模の環境問題は解決しないというところが一番最初に申し上げた名言に尽きるわけですから。

それで、省エネあるいは省資源型の社会に大きく意識の切りかえを、もう経済構造と同時に国民の精神的構造を変えていかなきゃならないと思うのですけれども、環境庁といたしましては、その意識の改革ということとをどれくらい肝に銘じて取り組もうとしていらっしゃるのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(森仁美君) ただいまのお尋ねを伺いながら、小野先生が環境政務次官時代に私に對しておっしゃったことを思い出してございまして、いかに環境教育は身近なところから国民の意識改革を進めることが大切か、あなた方はよく考えなさい、今環境庁にあるこのリーフレットはこれはい体何ですか、わかりやすくしないと随分細かく御指導をいただいたことを思い出します。

実は、私も私もうそういう考え方を育てるべくこの環境白書では、初めてでございまして、漫画で子供の目の高さで白書の内容の一部でございまして、子どもも紹介し、それを手にとる父親の目にもとまるように、そしてそれに使います紙も再生紙を使う、エコマークをつけるというふうなところまでやってまいっております。そして、白書の内容では、これまで民間で取り組まれてきた意識改革の状況、例えば企業におきますものでありますとか、あるいは市民の中にもありますいろいろな運動、これをやや丁寧過ぎるぐらいに取り上げまして紹介をし、そしてこれから国民全体の意識を変えていくまず第一歩にしたい、こういうねらいの白書をこし出してまいります。

こういう形で、これまでやっております環境教育に加えて、さらにそれを前進させるべくいろいろな知恵を出していききたいと考えているところでございまして。

○小野清子君 大変すばらしい施策をしていただいていることに敬意を表するわけですが、そういうパンフレットは何部おつくりになられるわけですか。

○政府委員(森仁美君) また予算の話に戻るのはないかというのを考えながら今お答えをするわけですが、必ずしもすべて環境庁の経費でやらなければならないというものではございません。いろいろな形でいろいろな団体でございまして、情報を国民に普及することを目的としてつくられた団体もございまして、そういうようなところで幅広くやってまいります。そういうところから、何部というところを正確に掌握する状況ではございせんが、かなりの数のものが出回っていると考えております。

○小野清子君 かなりの数というのはいくつ数なのか。数字を出さないというのは余りに少なうて恥ずかしいから出さないのかと、そんなふうにも考えさせられます。

予算がないという言葉ですけれども、使わなければならぬ予算は私は大いに大蔵省をつついていただきたいと思いますし、応援団がたくさんおりますから、遠慮なくそういった面は膨らませていただきたいと思います。

局長おっしゃったように、やはり教育がとても大事だと思ふんです。先日、日曜日でしたけれども、たまたま車で走っておりまして、一人お子

さんを抱いて、一人横に坊やがいて、お父さんがお店の前で缶ジュースを持たせて飲ませていたわけですから、これは国際家族年ですからお父さんが中心になって子供と一緒にいい風景ねと、こういうふうに見ておりましたら、飲み終わった缶ジュースを生け垣の中にお父さんが突っ込んでいたわけですね。これじゃ子供がまねするわけですね、これは環境庁というわけにはいかないと思ひますけれども、学校教育の中で環境教育というのは一体どんなふうな、例えば教材を使っているのか使っていないのか、その辺をちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(森仁美君) 学校教育の場でのいわゆる環境に関する教え方、これは基本的な教材の作成あるいは情報の提供という点で私どもがかなり積極的に文部省と連携をとってやっておりますし、また私どもが地方公共団体に対して環境教育の授業についていろいろ説明をする際には文部省からも出てきていただくということで、学校教育の場とそれから私どもの幅広く進めていくとする環境学習というものを連携をとりながら進めていくということでもあります。

学校教育の場では、副教材あるいはカリキュラムの中への組み込みということで、文部省はかなり積極的に取り組みをいただきました。そして、もちろん日々追っている状況が変わるものでございまして、その情報は私どもも文部省と連携をとって、最新のものを学校教育の場にそれが提供されるという仕組みをとっておるところでございます。

○小野清子君 学校教育の中での教育がやっぱり大事で、お父さん、それだめよと子供が言ってくるので、環境の日が終わったばかりでございまして、そういうことの認識のためにある日でございますので、そういうあたりをぜひ教育の面でも徹底していただきたいと思います。

職場でのこの環境問題の啓蒙活動というのは、どこか具体的に行われているようなところはおあ

りなんでしょうが。

○政府委員(森仁美君) 職場に向けて環境を守ってくださるというのを具体的にするのは、私どもの役割ではないかと思っております。これは特別にその部分だけを取り上げて政策をとっているわけではございませんで、環境教育、環境学習、総体を推進していくという中で取り上げているわけでございます。

私どもも企業に對しまして、環境に優しい企業行動、こういうようなもののアンケート調査などを実施しておりますので、そういう中でもこれからさらに企業内における環境教育といましようか環境保全活動の促進という点で努力をしていきたいと思っております。

○小野清子君 例えば人のいないところは蛍光灯は消すとか何かそういう具体的な指導を、細かいようですけれども、細かいことをやらないとやっぱりうまくいかないと思うんです。

きょうはこのお部屋の中は余り涼しくないですけれども、環境庁が提唱している部屋の温度というのは夏は二十八度で冬は二十度である。これはいろいろな場所に行つて聞きますけれども、ほとんどの人が知らない、知られていないんです。環境庁はこのようにやっております、こう言いますが、それが日常の生活の中で知られていないということ、知つていてもやらないという事、それから、知識と認識とその行動、そしてそれに評価が出なければ絵にかいたもちになつてしまふわけで、努力は認めようとしても、効果が上がらないということ、厳しいですけれども、やっぱり努力をしていないということにもこれはつながつてしまふんじゃないかと思うんです。

それで、これからもう夏に入るシーズンにもなります。やっぱり政府広報が例えばそういう折々を見て、政府広報は環境庁のためにあるのではないと昔言われたことがあるんです。もちろんそれはわかりますけれども、政府広報の中で環境問題を取り上げるパーセントはどういうパーセントに

なっているのか。これもちょっと細か過ぎますけれども。

○政府委員(森仁美君) 広報のあり方につきましては、実は大きく分けて二系統あると承知しております。一つは各省庁に広報経費を計上するという系統と、政府全体を通じてそういうふうな広報経費を計上するという系統、二系統ございまして。現在の各省庁の立場からまいりますと、自分のところに計上されたものとはかくそれで目いっぱいのことをする、そしてまた政府全体としてやる形のものについては総理府にお願いをしていくということでありまして。

今お尋ねは、総理府が全体としてやっているものうち環境経費はどの程度かということでございますが、残念ながらそこところは手元に資料がございません。ございせんが、例えば最近の状況でまいりますと、例えば環境の日、環境月間、環境基本法の制定を含まして、それなどを三十秒程度のテレビスポットを流したというふうなものもございまして、あるいは、これは環境庁がやっているものでございまして、生活排水対策についての三十秒テレビスポットを流す、こういうようなこともやっております。お尋ねの正確に金額でどのくらいの割合でというのは、残念ながら今ちょっと手元に資料がございません。

○小野清子君 お金をかけることの効果というよりも、例えば二秒、三秒スポットでも私は十分効果があると思うんです。お金のかけ方というよりも、やり方によつて。ですから、これから夏に入る、あるいは寒くなる、そういう折々にやつぱりいいスポットをお金をかけてもやっていくことが大変大きな省エネにもつながっていくのではないかと思うんです。

社会教育とかいわゆる学校教育とか家庭教育、あるいは政府広報、それぞれの省庁の広報、いろんなものがあるわけですが、そういうものが相まって国民の意識、認識というものが変わっていくかないと、幾らお題目だけつけても本当に物事が進んでいくというこの現実はいかに

り受けとめていかないと、もう嫌われ者の日本になつてしまふのではないかと心配をするわけなんです。

野外活動、このごろはキャンプが大変盛んになってまいりましたし、またオートキャンプも家族ぐるみで出かけるようになってきました。レジャーの皆さんたちがある意味で非常に自然環境を壊しているという、これもやはり新聞記事がございまして。

御案内のとおり、キャンプ場がある林野は普通下水道が整備されていないので、し尿以外の雑排水は浄化槽も経ず川に垂れ流しにされるところが少なくない。食事後の食器洗いに使った洗剤も当然ながらそのまま清流に流されるというふうなことで、合成洗剤に含まれる魚に対するいろいろな毒物も検出されて、魚が死ぬというほどではないけれども言葉はありますけれども、アユが逃げ出す濃度を大変大きく上回るところまでの悪い状況である。そのほか、釣りをする方の釣りの問題。よく鳥たちの足に絡んだりしているものもあります。

キャンプに行つたらそこでお血は洗わないとか、細かいようですけれども、そういう何か指導的役割を、やはりこういう野外活動の方々といふ意味で会合を設けられて、これは本来は文部省の管轄かもしれないけれども、文部省だから環境庁は知らないというのではなくて、文部省と提携していただいて、これから野外活動、オートキャンプも非常に多くなつていくわけですから、とにかく利用者の知識が不足していますと、よかれと思つて血を洗うわけでしょうけれども、それが川の汚染に、大変大きな自然破壊になつていくというところの認識がなければ、本人たちは気づいていないでまさに自然を傷つけているわけですね。マナーの普及啓蒙活動がとても大事だと思つてます。レンジャーの方々の仕事自体も大変人数が少ないうちで御活躍ということで、日本ではフィールド活動の多い諸外国と違いレンジャーの方々というのは施設整備などデスクワークが中心である。外

で御活躍の方もいらっしゃるわけですが、全国二十八公園の計二百五十万ヘクタールに約百四十人しかいない。啓蒙活動まではとても手が回らないという記事がここに書いてございます。何とか民間団体、社団法人のオートキャンプ協会とかこういうところと、環境問題に絡むマナーの指導をぜひしていただきたい。

自然との触れ合いが、環境破壊ではなくて、何でもいけないうけないうと締めつけるのではなくて、環境への意識を高める機会にプラスした考え方で交わりを持つていただけないものかということとを申し上げますけれども、そういうことの可能性というのはどうでしょうか。

○政府委員(奥村明雄君) 先生おっしゃるとおり、自然との触れ合いというもののニーズが大変高まつてきておりまして、そしていろいろなキャンプという活動も行われるわけですが、キャンプが、それがマナーという点でいろいろ問題があるというふうなことがあるわけでありまして、先生御指摘のとおりでございます。

私も、全国の国立公園の管理事務所のレンジャーがそうしたマナーの指導ということにも取り組んでおられるわけですが、先生御指摘のようにデスクワークがかなり多いというふうなことでなかなか手が回らないという側面もございまして。レンジャーのほかに、自然公園指導員という方で、ボランティアで御協力いただける方が全国で二千七百人ぐらいられます。また、パークボランティアというところで、自然解説や美化清掃などをしていたいただけるような方が、これもボランティアで千三百人ぐらいられます。

最近ではボランティア活動をやつていただけないという方も大変ふつとありますので、こうした方々の御助力をお願いしながら、また各種のパンフレットなども使い、そして私どもの立場でいろいろな自然解説活動の場での啓蒙活動というふうなものにも取り組んで積極的に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○小野清子君 とにかくきょうは温暖化の問題を

中心に流れてきているわけですが、エネルギーを消費しないために次に考えられますことはリサイクル社会の実現でございまして、リサイクル法も六省庁がござって成立をさせていただいたわけでございます。

アルミ缶あるいは紙パックその他いろいろとリサイクルがそれぞれの地域で進められているようにございます。けさの新聞にも、これは都民版ですけれども、「環境情報マルチサービス データ自由自在」品川区」ということで、環境情報をデータベース化して区民に提供するシステムサービスを開始したと。人口密度をあらわす地図と、牛乳パックや新聞など資源ごみの回収拠点とそれの回収実績をあわせて出力をするという大変いい記事が載ってございました。

排気ガスの濃度と植物分布の関係、幹線道路やターミナル駅の交通地図と騒音の測定結果、あるいは昆虫や野鳥の生息状況、リサイクル商品を扱う店の情報、こういうもので、公害課が環境課に衣がえしたのをきっかけにこれまで集めた情報を公開し、あわせてリサイクルや環境保全について区民に考えてもらおうきっかけにしようとして一千万円かけて、一千万でこれだけのものが情報提供できると。同じような環境情報システムを二年前から板橋の方ではもうスタートさせておりまして、区民が自由自在に端末を増設することができるところまで来ているということでございます。

このようにリサイクルというものが温暖化と非常に大きな関係を持って、エネルギーを使わないということがごみ問題も含めて言われているわけですが、私もよく、まとめて捨てるとごみになる、分けて捨てるとリサイクル、こういう言葉を自分で勝手につくって話しておりましたが、ごみの中でも三七％が食べ残り、生ごみですね。一四％が全く手つかずのまま捨てられている食べ物だそうで、全く恥ずかしい状況だと思えます。お米不足が昨年からいろいろと言われているというところ、お米の残飯も結構捨てられているということですから、ここに日本人としての意識の問題、食べなく

てもいいものをたくさんつくって捨てているというところは、まさにこれは資源をどう考えているのかとか、いろいろと意識の問題が問われるわけですから。

古紙の利用も、私も陳情いただきましたが、古紙が全く動かないと言っているんですね。リサイクルの法案ができて現実に古紙をさばっていくる業界が動かなければ何のための法律なのかという、そういう思いになっておりましたが、先般、環境庁の方のリードでしようか、文部省の方の教科書に古紙を何％か利用するというお話がございましたけれども、具体的にちよっと御説明いただきましたと思います。

○政府委員(森仁美君) 政府全体として古紙をいろいろな形で利用してリサイクルの推進に役立てていこうという意識は、環境庁はもちろんでありまして、関係各省ともそういう連絡会議が構成されておりました。そこで議論をしております。そういう意識がどんどん浸透してまいりまして、先ほどお話がございましたような教科書への再生紙利用という点が文部省で御検討を進められていると伺っております。いつからどういうふうにするのかという点については、ただいまのところ私はよく承知しておりませんが、その動きになりつつあるということでございます。

○小野清子君 新聞は古紙を使っていないのでしょうか。

○政府委員(森仁美君) 通常、紙は全部がパーリナルプということではまずないのではないかと思います。もちろん新聞紙もその例外ではございませんで、混入率などの程度であるかはちよっと今定かではありませんが、当然古紙が入っていると考えております。

○小野清子君 分別収集の実態というのは全国の自治体でどのようになっているのかおわかりでしょうか。

○政府委員(森仁美君) 収集の実態の部分を私どもはまだ承知をいたしておりません。厚生省の廃棄物処理の系統の中で数字があらうかと思えます

が、ただいま私どもも承知しておりません。

○小野清子君 これも新聞記事ですけれども、「分別収集 自治体で格差」、そしてシステムがあれば市民が協力するという記事がございまして。一九九二年以来多くなっている、改正前は六十自治体であったものが、わずか二年の間にそのシステムとあるのか、自治体そのものになったと。これは大変な前進だと思っております。六十自治体が千三百四十二の自治体が動くようになったと。これは協力するということで、これが政治ではないかと思うわけですが。

意識は高まっているけれども行動が伴っていないというのが、環境問題で一番大きなことではないかと思えます。持続可能な消費に向けてライフスタイルの見直しが必要だと思っております。例えば、昨年十一月に総理府が実施をいたしました「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」というのがあるんです。これでは七割強の方々が環境保全活動に参加したいと回答をしております。こんなにも多くの人が環境保護にボランティアとして参加してもいいという意欲がある。それが実際の行動に結びついていないというのが実態であるということなんです。

ついでに申し上げますと、地域の環境情報や環境問題に対する正しい知識が不足しているということも、私はこれに結びついていないことにもつながっているんじゃないか、そんなふうに思っています。ですから、この世論調査の実態を問題意識を持って環境行政にどう反映させるかということが、環境庁の大事な仕事だと私は思います。

七三・六％ですね、環境美化、リサイクル運動、牛乳パック、こういうものに参加をしたいという方々の意向です。その次が老人や障害者に対する介護、身の回りの世話、給食、保育などが五八・九％、募金、チャリティー、パーパー五五・六％というのが参加してみたいボランティア活動。国民の認識は大変高まっているということの意味合いをここで話させていただきます。

けれども、これを実際に環境行政にどう反映させるかということだと思います。

それとエコ商品も、エコマークといういうマークができておまして、それを知っているかというところ、知っているようで案外知らないというの現実でございます。エコ商品の中で例えばトイレットペーパー等は、ちよっと話が細か過ぎるかもしれませんが、色が真っ白でないと買わないとか、要するに知識として、情報提供がまずいのか理解が悪いのか。買ってくれなければリサイクルにならないわけですね。サイクルしないわけですね。そういう意味で、資源は有限であるという観点に立って、また省エネの観点に立った場合に教育、広報活動というものが本当に大切であると私は思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○政府委員(森仁美君) 今、エコ商品を例に挙げてお話がございました。このエコ商品、これはエコマークというのをつけておりますが、昨年二月の総理府の世論調査によりますと、エコマークを知っていますかという問いに対して、国民の五三％の方は知っているというお答えでございました。しかし、これを高いと見るか低いと見るか。私は低いと見るわけでありまして。そういうことで、まだ意識としては十分ではございません。一〇〇％になるように努力をしなければならぬと思うのであります。

総体として国民の間に環境に優しい品物、こういうものを普及させていくということは、意識を変えと同時に、社会構造を大きく変えていく一つのきっかけになるわけでございます。ことしの白書もそこに焦点を当てまして、まず企業におけるこういう環境に優しい製品の開発を促すとともに、消費者に対してそういうものへの選択の目を養うということをお願いいたします。これからさらにこの考え方を深めてまいりたいと考えております。

○小野清子君 それとあわせてまして、過剰包装とかそういうものに対して金額的に差をつけるという

うことの認識がもうそろそろ出てきていいのではないか。時には箱に入れますと幾ら取り出すというところもあるわけですが、ごみの増大に伴って、その処理の費用というのは自治体の財政を大変圧迫しているわけです。このまま増大していきまると、少なくなる可能性が今のところ見えてこない、財政破綻は免れない。処分場も問題です、東京湾ももういっぱいだと。こうした局面の打開というのは、消費者がごみになりにくい製品を選択したり、あるいはむだな消費を見直したり、ごみ排出量の抑制を促す経済的手法の導入がやっぱりどうしても必要になってきている。

一部の自治体ではごみの有料化という問題も出てきているんです。ごみの問題は環境庁ではなく厚生省の問題ですと、きつとそうおっしゃるだろうと思うんですが、この辺、環境庁がだれがどのように負担を受け持つかということと考えるときが私は来ているのではないかと思っています。そういった意味から、環境税という税の問題を言う前に、ごみ問題にもうちょっと積極的に厚生省とかかわりを持って関与していくべきではないかと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

○政府委員(森仁美君) ごみ問題というところをしますとちょっと複雑な形になろうかと思うのでありますが、今の御趣旨はまさにリサイクルをさせて世の中で使えるものはどんどん使う、リユースあるいはリサイクル、こういうような仕組みの中で社会全体を環境に優しいものに変えていくということとございますから、そのところは環境庁が積極的に今取り組みつつある部分でございます。

そういう意味でまいりますと、リサイクルのための経済的手法検討会というのを一昨年来設けて検討いたしておりますが、この中では、リサイクルの環境として不用品の発生を抑制するということが大変重要である。そういう意味から、その抑制する手法の一つとして今例としてお挙げになりました過剰包装に対する価格差あるいは課徴金と

申しましようか、そういう手法の導入というのは大変効果的ではないかという御結論もいただいているところでございます。

したがって、リサイクル総体を考えていくという観点から、今のお話にございましたような経済的手法の活用という点で環境庁は各省とも連携をとり、それをリードしていくような形で機能していきたいと思っております。

○小野清子君 ぜひ積極的に前に出て力を発揮していただきたい、いわゆる調整役ばかりではなくて前に出ていってリーダーシップをとっていただきたいと思います。

さつきも申し上げましたように、環境と経済という問題は非常に、一見裏腹なように思われますけれども、前長官は国際会議に御出席になられて大変いい発言をされて賛同を得られたということですが、これも、これからまた景気が浮上していった場合にエネルギーはますますふえていくということになってしまふ。そういった場合に経済の活力を生み出すことと環境保全、これを両立させていくために環境庁はどういうふうに進められていくこととなるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(森仁美君) 先般成立をいたしました環境基本法では、その重要な基本理念といたしまして「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」というのを掲げております。大変重要な考え方だと思いますが、これを進めていくということと考えると、経済と環境という関係について経済成長が環境保全かといったような対立的な考え方では対応できないわけでありまして、経済活動に環境配慮を組み込んでいく、そして環境の保全と環境への負荷の少ない健全な経済の発展が同時に実現されると、こういう考え方でございます。この考え方は、地球サミット以来、もう世界にも一般的な考え方として広がっております。私も、我が国も先ほど申しましたように環境基本法でもその考え方に立つということで、国会で全会一致で成立をさせていただいたものでございますから、両立というふうな考え方よりも環境

配慮をすべてに組み込んでいく、こういう積極的な考え方に立っていると考えております。

○小野清子君 地球環境の危機というのは、絶えずやばい情報提供と警報を鳴らし続けなければならぬことと、ついつい忘れられ、気がついてからもう取り返しのつかないことになってしまふということでは、一度上がりました水面は二度と戻らない、覆水盆に戻らずで済めども、こういうことをやったり国民自身が認識をして、日本のためばかりではなくて地球規模のために、リサイクルにしてもごみ問題にしても温暖化にしても、あらゆる生活が結びついてるんだという認識、啓蒙活動が必要だと思ふんです。そういった意味では、エネルギーの過剰消費というものをなるべく抑えていくということと同時に、砂漠化あるいは種の保存が危ぶまれるこの環境状況というものの、一番最初に読み上げました高山植物の問題等々もあるわけですね。

これはまたちょっと飛びますけれども、先日の環境の視察の中で湘南国際村にもお邪魔をさせていただきました。そこで、宮脇教授からアマゾン植林の再生に力を入れているんだというお話も聞き、私たちも苗を三本ずつちょうだいして帰ってきたわけですが、片や一生懸命木を植える作業をしながら、今、税制面で相続のときにお金が出てくる場合が多いんですね。固定資産税、地価税を払う場合に直接土地を提供する。お金じゃなくて物納として出てきているわけですね。

私、けさちょっと時間がなくて調べ切れなかったんですが、京都の学者さんが亡くなられたときに物納することになった。その周辺の皆さんに親しまれていた緑のいわゆるお庭を物納することになった。平地にして提供しようということ、何年かかけてこんもりとした、その家だけの問題じゃなくてその地域のみんなの森と思えるような緑が更地にして提供された。私はこれを見まして、本当にもう政治は死んでいると思ったんですね。これは大蔵省のことですから環境庁には問題ないということを書いてしまつた

ら、私はもう終わりじゃないかと思うんです。リサイクルの問題でも大蔵省が考えているわけですから、納税のときの例えば緑というのに対しての配慮ですね。

私の近くも大田区で緑が結構ある。ところがその奥さんが、先生、緑にしておくと税金がかかるんですよ、これ切つて家を建てると違ふんですよ、結局切つて家が建つちゃったわけですね。そんなことで、地球環境のために緑を植えましよう植えましようと言いつつながら、今ある緑をほとんど税制の面から切つていくというのは、これはまさに矛盾する話でございます。

緑というのは育てるには大変時間がかかるわけですが、もう切るのは一瞬ですけれども。そのあたりに私は政治というものの心、あるいは将来を見通した哲学なり発想というものが入ってこないと思います。まさに東京砂漠になってしまふし、東京に限らずもともと緑をふやしていかなきゃならぬときに、税制面がそういう意味でブレーキになり、緑を継承していくことができない状況になるということをやつたり何とかできないものだろうかと思うんですけれども、これはもうお答えが難しいと思いますので、感想でも結構ですからお伺いしたいと思います。

○国務大臣(浜田清敏子君) 今小野先生から本場にいろいろ御示唆いただきましたありがとうございます。

ただいまお話に出ました相続税の物納の件に關しましては、物納基準の運用面で御配慮をいただくとともに、従来は樹木が立っている土地を物納される場合にはそれを全部更地にして、切つて物納と、こういうことでされておりましたけれども、現在は樹木そのままで原則的に受け入れるということで運用されているというふうに理解しております。

また、ほかでもさまざまな面でただいま御指摘いただきましたように、環境の配慮というものを国の施策あるいは地方自治体の施策の中で必ず優先的に配慮していただくということがどうしても

不可欠だというふうに考えております。そういう意味で、皆様のお力をいただきながら、本日に国の施策も、また一人一人のさまざまな取り組みにおいても自発的に積極的な環境の保全のために一生懸命やられなければ、地球の存在あるいは人類の存在そのものが危機に立っているという状況にまで立ち至っているわけですので、何とかそういう方向で環境庁としても全力で取り組ませていただきたいと思います。

○小野清子君 ありがとうございます。やはり私も大きな声で上げていくということが、一歩一歩小さいながらも前進させていっていただいているのかと大変うれしい気持ちにさせていただきたいと思います。

いろいろ今申し上げてまいりましたけれども、本日に地球規模の問題が一人一人の問題であるという認識、それと私どもの今の日常生活というのは中世の貴族より便利で快適である、こういう記事も出ております。にもかかわらず、もっと豊かになりたいと考えている。

日本人はそうした中でも、ウサギ小屋とかいろいろ言われておりますけれども、しかし私どもの子供時代から考えれば本日に雲泥の差であります。しかし、今生まれた子供たちは今がすべてです。しかし、それに満足してはいないことはあるかもしれません。でも、今のライフスタイルのままでいいということではないというところは教養、身につけていただき、善処していただかなければならない。やはり欲望を自制して心の豊かさというものを求め、またそういう豊かさを支援する経済システムの構築というものがなされていかなければ、環境問題というのはいまうまいかなと思うんです。

生物が数億年という長い年月をかけてつくった石油とか石炭というものを今私たち人間がわずか三百年くらいの短期間で使い果たそうとしているという新聞記事を拝見いたしました。地球という視点で考えますと、人間こそその最も大きな破壊者ではないかという認識を改めて持たせていただ

くわけでございます。

最初に申し上げましたとおりシンクグロバル・アクトローカル、地球的レベルで考えて地域に密着して一人一人が行動を起こそうという、この余りにも素朴なことがいわゆる地球環境保全の原則であり、また地球環境をよくしていくことの最高の力になっていくのではないかと思います。一時間余りにわたりまして温暖化に関する問題を中心にいろいろと質問をさせていただきま

けれども、この所信の中、六項目にわたり大変力強く項目の中でつづられております環境庁長官に大いなる期待を持って質問を終わらせていただきますけれども、最後に御感想等を一言伺いできればと思います。

○国務大臣(浜田四津敏子君) ただいま小野先生のお話を本当に感銘深く聞かせていただきました。地球環境問題にいたしまして、あるいは都市・生活型公害に見られますさまざまな問題にいたしまして、今お話がありましたように、本日に私たち生活している一人一人の日常生活のあり方そのものにかかわっている、そしてまた日本の社会のシステム、構造そのものに起因している面が非常に大きくなっているというのは御指摘のとおりだと思います。

これを解決するためには、今さまざまな御指摘お話がありましたように、本日に社会の経済システムそのものを変えていかなくてはならない。そのためにどうしたらいいのか。これを本日にさまざまな角度から、多くの皆様の知恵をいただきながら一緒に力を合わせて取り組んでいかなくてはならない、こういうふうに思っております。

また、この環境問題解決のためには、一人一人の意識をまたその認識に立つた自発的な行動というの不可欠だということも今お話に出しました。特に、小さいころから環境教育をしっかり受けて、そしてさつきお話ありましたように、親が環境を破壊するような行動に出たら子供がとめると、こういうふうにならないければいけない。そのためにさまざまな取り組み、例えばある子供た

ちは、川のごみを拾う活動に参加した。その子供たちは、その川をきれいにすることだけでではなくて、そういう行動を通してごみを捨ててはいけないんだ、こういう意識がしっかりと芽生えたと、こういうお話も伺いました。

そんなさまざまな取り組みも通しながら、本日に私たち一人一人が自発的に積極的に自分たちの責任でこの環境を守っていく、自然を守っていく、あるいは地球を守っていく、こういう意識がきちんとしていくように、さまざまな立場での取り組みをお力をいただきながら一緒に取り組ませていただきたいと思います。大変ありがとうございます。

○石渡清元君 新大臣、どうも御苦労さまでございます。ただいまは、小野元環境政務次官から知り過ぎた中で具体的な政策指摘があったわけでございますけれども、私は新長官に基本的な考え方からお伺いをさせていただきたいと思っております。まず、長官の就任時に羽田総理から環境問題に関する取り組み姿勢等々についてどのようなお話、指示があったか、それを漏らしたくないと思っております。

○国務大臣(浜田四津敏子君) 当日、羽田総理からは、環境問題というのは人々の命にかかわる問題である、そしてまた生活にかかわる大変重要な問題である、女性の視点を生かしながら一生懸命取り組んでいただきたい、こういうお話をいただきました。

○石渡清元君 それでは、所信表明のページから入ることにさせていただきますが、まず長官のこれからの環境行政の進め方について御説明をお願いいたします。

○国務大臣(浜田四津敏子君) 先ほどからお話ありましたように、環境問題は政府全体としての最重要課題の一つということで認識しております。皆様のお力によりまして昨年十一月に成立いたしました環境基本法の枠組みのもとに、現在、環境基本計画の策定に向けて取り組んでいるところでございますけれども、この環境基本計画、実効性の

ある環境基本計画の策定に向けて当面全力を挙げさせていただきたい、こういうふうに思っております。

また、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、これもたびたび出てまいりますが、そうした社会の構築のための施策、また地球環境の保全のために日本は先進国の一つとしてその使命、責任、役割を果たしていかなくてはならない、こういうふうに考えております。

こうした点を踏まえて、環境行政を総合的また計画的に強力に推進してまいりますよう全力を挙げさせていただきます。

○石渡清元君 それでは、環境行政の目的というのはどの辺に置かれているのか。

○国務大臣(浜田四津敏子君) これもたびたび、重ねてのお話になりますけれども、今日の環境問題、人間一人一人の経済社会活動による環境への負荷の増大が環境の悪化をもたらしている、それと同時に地球環境という空間的な広がりが、また将来の世代にもわたるこういう時間的な広がりを保持するなど複雑化、多様化してきております。そうした状況を背景といたしましてどういう目的で環境行政は環境行政に取り組むのか、こういう御質問でございます。

総理のお話にもありましたが、一つには本日に国民の方々の命にかかわるまた安全にかかわる、それをしっかりと守っていく、そしてまた地球と人類の生存を守る、そこに一番大きな目的があるかと思っております。そのために環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築く、また地球環境を保全するためにこれまで日本が環境問題に取り組んできたさまざまな技術あるいはノウハウ、そうしたことを生かしながら地球環境の保全のためにまたその解決のためにリーダーシップをとっていく、そんなところが環境行政の最大の目的であるというふうに考えております。

○石渡清元君 それは何回も御答弁をいただいておりますけれども、羽田内閣の目指すことは、本日の意味での豊かさを実感できる社会

づくりあるいは世界に誇れる国づくりということ
を言っておりますけれども、じや環境行政の中で
は、豊かさの実感とかあるいは世界に誇れる国づ
くりというのは具体的にはどういったようなもの
を指すのでしょうか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 羽田内閣は細川内閣
の樹立に際しての合意事項、また八党派の覚書を
継承してこれまでの経験を活かして、こういって
政の運営に全力で取り組む、こういうことになっ
ております。したがって、その中で環境政策を継
承して、またそれをさらに進展させるとい
うことが羽田内閣の任務であるというふうに考
えております。前内閣のもとで昨年十一月に成立
いたしました環境基本法に示されました基本理
念に基づき、またその中で示されました施策の
具体化に向けて取り組まさせていただきますと考
えております。

○石渡清元君 長官が就任のときに「新閣僚に聞
く」等々でいろいろな報道がされておりますけれ
ども、その中で発展途上国の環境に対する支援と
いうのをかなり強調されておられるようござい
ます。これも非常に大事なことでございます。し
かし、私はそれ以上に日米フレイムワーク協
議、この五分野の中の第一項目の環境、環境政
策対話、海洋、森林、地球観測情報ネットワーク、環境・
エネルギー技術、保全、環境関連開発援助。こ
のフレイムワーク協議の経過とか、今の状況はど
うなところになっているのか、ちょっと御説明
いただきたいと思います。

○説明員(澤村宏君) ただいま先生からお話の
ありました日米の地球発展に立った協力のための
共通の課題、いろいろあるわけですが、その中
の一つのものといたしまして環境問題があるわけ
でございます。これにつきましてはさらに幾つかの
個別のプログラムがあるわけでございますが、そ
れに環境庁といたしましても積極的に専門家を
派遣するなど参画しているところでございます。
○石渡清元君 いずれにいたしまして、環境庁

は国の行政にもっとどんどん入っていかないと、
今の長官のそういう基本的な考え方が実現してい
かないんじゃないかと思われるわけでありませう
けれども、国全体の行政の中で環境庁の役割とい
うのをもう一度御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(浜四津敏子君) 環境庁の役割、そし
てまた機能をもう少し強化充実していかな
いと環境問題というのは解決できないという御指
摘を先輩の皆様から幾度か受けました。私自身、
内閣に入られていまして、各省庁の方々また各省
の大臣の方々とお話しする機会をいただきなが
ら、各省の施策の実現のときには必ず環境保全の
視点を入れていただくように、こんなことを機会
があるごとにお話しさせていただいております。
また、各省においてもそれぞれ環境保全のために
どう取り組めるか、こういうことを本心に真剣に
考えていただいているものというふうに思いま
す。

この環境問題、そしてまた環境庁の役割とい
うのは、恐らく今後本心に行政の中核にならな
くはいけないうことを実感しております。その
な機運が先輩の皆様方の御尽力によつて年々高
まってきたら、各関係省庁連携をしましてまた調
整を図りながら、政府全体として国の施策が本
心に環境政策が組み込まれた施策になるように努
力させていただきますというふうに考えておりま
す。

○石渡清元君 そのとおりなのでございますけれ
ども、いつもこの環境委員会ではもうそのように
やろうやろうということになるんですが、実際の
行政の中に入つてしましますとどうしてもまだ
押されてしまつていくか、調整機能というものが
十分発揮できない。何とかもつと環境庁がリー
ダーシップをとった形で環境行政が各省庁に
入っていくと、問題意識とかそういう、理
念というものはよろしいんですけども、具体的
な行政にはね返つてこない。そういう意味での
リーダーシップをいかにこれからとっていくか。

例えば、関西空港がもうじきできますけれども、
私がもう前々から言っているのは、関西空港
の計画時点でもっと環境庁が入つてどしどし意見
なりそういう調整役をやるべきじゃなかったか、
大きなプロジェクトの場合、そういうことを言
っておるんですけれども、そういうことを言
うと、これをこれかいかにかとっていくか、その
決意をひとつお披露いただきたいと思います。

○国務大臣(浜四津敏子君) ただいまお話があり
ました点につきましては恐らく歴代長官も、また
歴代政務次官の皆様も、あるいは環境庁の皆様も
一生懸命努力され、努力されてきたことだろうと
いうふうに私もこの立場にならさせていただきます
感じいたしました。

環境庁はリーダーシップをとれという激励をい
ただいておりますけれども、環境庁だけで解決で
きる問題ばかりでもございせん、そういう意
味では皆様のお力をいただきながら、先ほど小野
先生からも応援団が大きくなるから頑張れと、
こういう激励をいただきましたが、皆様のお力を
いただきながら、本心にさまざまな機会をとら
えて環境に配慮した施策というものが具体的に
一つ進みますように努力させていただきますとい
うふうに思っておりますので、よろしく願ひ
いたします。

○石渡清元君 それではまた長官、個人的とい
うか少し肩の力を抜いてお答え願ひたいと思
います。長官が今まで歩んできた御自身の人生
の中で、あるいは長官が任中にどんなことをや
りたいか、そのようなことをお伺ひたいと思
います。

○国務大臣(浜四津敏子君) これまでの経験とい
いますと、二十二年間弁護士をしてまいりました。
また、政治の世界に入りましてからはまだ二年弱
で、本心に経験も少なく力不足ではございます
が、一つには環境問題というのは最大の人権問
題であるというふうにも考えております。一人
一人の人間が本心に最大に幸せに生きることが
できる権利、それを人権だといふふうに考
えております。

が、環境問題というのはまさにその最も根本的な
大事な問題の一つであるといふふうに考えてお
ります。そういう視点から環境問題をとらえたとき
に、本心に最優先で環境保全、人の命がかか
る、あるいは生活がかかると、こういう問題で
は、最優先でこの環境保全の施策を進めなくては
いけないといふふうに考えております。

経験をしてこまめに生かせるかということにつ
きましては、私自身も確たる自信はありません
けれども、これまで環境庁の方々あるいは先輩の
皆様から築いてこられた環境行政を十分に学ば
せていただきながら、それをさらに進めるため
に何ができるか、教えていただきたきながら考
えていきたいと思っております。

○石渡清元君 このインタビュー、「浜四津新
長官に聞く」の中で、大都市圏に長官は住んで
いるからというわけではありせんけれども、都
市環境の問題の中でも自動車排気ガスによる
大気汚染を何とか減らしたい、こういうよう
なことをお答えになっております。この自動
車排気ガスがなかなか思うように長期的に
見ても計画どおり削減していかないんです
ね。都市部における大気汚染、神奈川県
なんかでも数値を掲げて取り組んでいるん
ですが、なかなか効果が上がっていないん
です。一体本心に長期目標をクリアできる
のかどうか、その辺をお答えいただきたき
と思っております。

○国務大臣(浜四津敏子君) 自動車の排出ガ
スの問題につきましては、今お話がありました
地球温暖化の問題にもかかわつてくるかと思
います。車の排出ガス低減の長期目標に
対する取り組み、これを示しましては、平成
元年に中央公害対策審議会の答申で示さ
れた長期目標を早期に実現するといふこと
が極めて重要だといふふうに考えてお
ります。そのための検討会を設けて、自
動車メーカーに対するヒアリング等を通し
まして、技術開発の促進も図りながら何
とか達成してまいりたいといふふうに考
えております。また、ガソリン車につ
きましては、平成四年六

月の技術評価におきまして目標達成時期の見通しが立ち、平成五年九月に大気汚染防止法に基づきます許容限度の告示を改正しまして規制の強化を図ったところであります。また、一番問題になっておりますディーゼル車につきましても、一部の車種につきましては平成五年八月の技術評価報告書におきまして、平成九年ごろには長期目標を達成できるめどが立ったというふうに評価されております。

車の排気ガス、これは私たち車を使っている者一人一人が加害者になり、また被害者になるという大変複雑な問題でございますが、さまざまな対策をとりながら、単なる規制だけでなく、何らかのインセンティブあるいはディスインセンティブを与えることができるような方策も考え、あるいは先ほど小野先生からお話がありましたように、環境教育あるいは環境倫理の確立等を通して積極的あるいは自主的にそれぞれが取り組む、こういうさまざまな角度からの取り組みで何とか長期目標を達成できるように努力させていただきたいと思っております。

○石渡清元君 ぜひひとつ精力的に取り組んでいただきたいと思います。

また角度を変えまして、第二期連立政権となつて環境政策の変化があったのなかったのか。ということは、第二期連立政権というのは社会党さんが離脱されたわけでありまして、私の後、また質疑があらうかと思えますけれども、その辺の、第二期政権の中での環境政策の変化がありやなきやをお願いいたします。

○国務大臣(浜四津敏子君) 一つには、環境問題は与野党を問わず取り組む問題でありまして、政権がかわったからといって環境に取り組む姿勢が全く変わるということは基本的にはないものというふうに考えております。

それからもう一つは、羽田内閣は、先ほどお話しさせていただきましたが、細川内閣樹立に際しましての合意事項、また八党派党書を継承しまして、これまでの経験を生かしながらまたさらに

それを前進させる、こういうことを基本にしているものというふうに理解しております。そういう意味で、環境政策におきましても基本的には細川内閣が掲げた環境政策、それを継承し、またそれを前進させていく。

もともと細川内閣が掲げた環境政策も、その前からずっと環境問題に取り組んでこられた方々の努力、そうした流れの中に生き続けられるものと思っておりますけれども、そうした意味では基本的な環境政策のあり方そのものは変わらなず、またそれをさらに発展させていきたいというふうに考えております。

○石渡清元君 そうしますと、今現在でも八党派の合意事項は生きているという、こういう理解でよろしいんですね。

○国務大臣(浜四津敏子君) 生きていくかどうかということにつきましてはいろんな議論がありかと思えますけれども、私個人といたしましては、やはりそれは十分にその内容に沿って政策を実現していかなければいけないというふうに考えております。

○石渡清元君 羽田総理は街頭演説で、自民党や社会党ともそんなに政策に隔たりはないということとを街頭演説で言っているんですけれども、私も果たしてそうかなと。環境の方はそれほどでもないと思えますけれども、長官として、政策にそんなに自民、社会と隔たりがあると思うか、ないかと思えますか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 私、具体的に総理がこの点についてどういう表現をされたかというのはよくわかりませんが、内外に山積する問題につきましましては、自民党とも社会党とも、また他党の方々とも基本的にはそれほど大きな政策的な隔たりはないものというふうに考えております。

東西冷戦構造が崩壊いたしましたして、激しくイデオロギーが対立し、争った時代というのは終わつたというふうに考えておまして、そういう意味で言えばどの党も政治の目的は平和のため、福祉

のため、あるいは民主主義のため、基本的なところでは大きな隔たりはなく、また日本が抱えておりますさまざまな問題につきましても、各党とも基本的な目指す方向は一致しているのではないかとこのように考えております。

例えば、生活大国という言葉が近年言われるようになりましてけれども、どの党も、経済成長も大事だけれども一人一人の生活を豊かにする、本当の意味での豊かな生活大国にしていこう。こういう生活者の政治を推進するという方向性、例えばこの一つをとってみても、各党とそれほど大きな隔たりはなく、話し合いによって、また協調しながら実現できるものというふうに考えております。

○石渡清元君 街頭演説のときには長官が恐らく一緒にいられたはずなので伺いをしたわけでありますけれども、

それでは、長官として公明党の環境政策、いわゆる地球憲章、地球環境保全のための十原則等々の提言をされておられますけれども、この環境政策と長官自身の環境行政への取り組み方と申しましうか、その点についてはいかがでしようか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 公明党が当面する十大政策として発表いたしました中に、環境問題について何点か取り組むべき問題を挙げております。

これにつきましては、例えば環境基本法の早期制定とか地球温暖化防止、森林保護などの地球環境の保全対策を強化する、あるいは水道水源保全法を制定する、リサイクル社会を実現する、新エネルギー開発の推進など、その幾つかの点については現実化いたしましたして、そういう意味では大変ありがたく思っております。

また、全体的にはこれまでの環境行政の目指してきた方向とはほぼ一致しているものというふうに考えております。個別的に多少現在の環境庁の考え方あるいは取り組みと比べて進んだ提案もあるかと思えますけれども、私個人といたしましては、党の提案は提案としてきちんと真剣に受けと

めるとともに、行政の継続性も配慮した立場をとるべきだというふうに考えております。

基本的には、政党は中長期的な目的あるいは理想というものを掲げながらそれに向けての取り組みということも使命としております。環境行政はすぐ目の前にある問題をどうするかということがまず第一義的に取り組むべき重要な問題という、多少の違いはあるかと思えますけれども、そんなことで党が挙げております環境政策、それを持ちか念頭に置きながら取り組んでまいりたいと考えております。

○石渡清元君 これも「話題の關係かく語る」の中で長官の発言なのでございませうけれども、水俣病問題。

「公明党は今年三月、当時の連立与党政務幹事に「福岡高裁判決前に政治的解決を図るべきだ」との文書を提出している。この点について浜四津長官は「党の立場と、行政の立場とで、別の考えが出てくるかと思うが、早急に党側と協議させてほしい」と語った。」と。

これは新聞の報道ですが、この辺について具体的に行政の立場として党の考え方についてどう対処されるか、その辺の姿勢を知りたいんですけれども。

○国務大臣(浜四津敏子君) 私も党の議員の立場として水俣病は早期解決するべきである、できれば和解による解決を目指すべきである、こういう考えを持っておりました。そうした中で環境庁長官の立場にならせたいたいたわけなんです。

これも先ほどのお話とちよつと重複することになるかもしれませんが、党の立場とそれから行政の立場というのは目指すべき方向としては基本的には一致するかと思えますが、違う使命もありまた責任もある、こういうふうに考えております。そういう意味から、長官に就任した直後の記者会見の中でお話しさせていただきましたけれども、目的は同じでも置かれた立場によって使命、責任が違ってくる、これはもうやむを得ないことであるというふうに考えているということを

お話しさせていただきました。

例えば、私は二十年間弁護士をやつてまいりましたけれども、同じ法律家であっても、裁判官の立場、弁護士の立場あるいは検察官の立場、その立場によって、法律家としての目指すべきものは人権の擁護とか社会正義の実現とか同じでありまされども、その立場立場で取り組み方が違つて、こんなお話をさせていただきます。

水俣病訴訟に関しては、訴訟が現在五つ係属しております。新潟水俣を含めてでございます。すけれども、そのうちの二つは国に責任がある、あとの二つは国には責任がない、あとの一つは国には一部の責任がある、こんなふうに判断が分かれておりました。一番の争点である国の責任いかんというところで司法の判断が分かれております。そういう状況を勘案いたしますと、和解によつて解決するような状況にはまだないというふうに考えております。

○石渡清元君 長官、あなたは行政の立場なんだから。今そのような答えが出るんじゃないかなと思つて聞いたわけじゃありませんけれども、やはり党の政策は政策でいいんですよ、所属政党だから。いいけれども、今はもう行政の立場でいるんですから、判決を待つなら判決を待つというふうには言わないと今までの環境庁答弁と違つてきちやうじゃないか。その辺もう一度しっかり決意を述べていただいた方がいいですよ。

○国務大臣(浜四津敏子君) 結論といたしましては、司法の判断を待つという考えを述べさせていただいております。それについて、弁護士の方針としてこうではないかという質問を受けたときに、そういう御説明をさせていただいたということでございます。

○石渡清元君 今まではそういう議員活動をやつていたからいいんですよ。今もう長官なんですから長官としての見解。やはり長官の発言は重いですからね。誤解を招いたりなんかしますとまた司法にも影響しかねない、そういうあれですから

ね。やはりきちつと考え方というのを、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

したがって、与党の合意はいいですけれども、公明党さんとしての立場がどうということでも動かないように。それをされるとちよつとこれからのいろいろな問題でそこが出てくるんじゃないかと思ひます。

そこで、閣僚としての考え方を伺ひいたしますけれども、今の連立政権で一番わかりにくい問題、世論調査をいたしますと、政策決定過程が非常にわかりにくいというのが一番多いんです、アンケートの中で。その辺をどう思われるのか、あるいは甚聞言われる権力の二重構造について一閣僚としてどうにお考えになつてゐるのか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 私は、現在の羽田内閣において、指摘されるような権力の二重構造というものは存在しないというふうに考えております。さまざまな政策課題への対応あるいは政策判断につきましましては、閣内での合意あるいは総理の決断によつて決定されているというふうに考えております。

○石渡清元君 二重構造があるとは言えないと思ひますけれども、しかし閣内の不一致のような不協和音が私どもによく聞こえるものですから、あるいは地域の方々もその辺がはっきりしないんじゃないかということをよく聞くものですからお伺ひをしたわけでございます。

法曹界出身でありますので、この際、憲法親に一つお伺ひをいたしますけれども、長官は憲法改正についてどうお考えですか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 私は、閣僚として当然憲法を遵守するという思ひを持っております。したがひまして、憲法改正については現在考へておりません。憲法について改正を前提とした議論の立て方というものは正しくないというふうに思っております。

憲法の問題は、まず改正ありきということではなくて、また一方では一切憲法を議論してはいけな、触れてはならないという見方も、それは

ちよつとどうかというふうに考えております。憲法の掲げている理想、日本国憲法が究極の目的としているものの、個の尊厳というふうに言われておりますけれども、その個の尊厳を実現するための基本理念として民主主義あるいは自由主義、福祉主義、平等主義、平和主義、そういう基本理念というものが日本国憲法の柱になつてゐるわけですから、これは、私は当然であるというふうに思っております。

○石渡清元君 じゃ、護憲派か改憲派かと言われるたらどちらでしょうか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 私は、護憲派、改憲派というその立て分け自体がちよつとどうかというふうに考えております。一語一句を変えてはいけないうことを護憲派と言ひ、あるいは改憲派と言ひ、改憲派というのを改憲派と、こういうふうに言つてゐるのかなというふうにも思ひます。

憲法の改正あるいは今の憲法はどういう憲法なのかということ議論するときは、まず改正するか改正しないのかという結論を先に持つてくるといふ議論の仕方ではなくて、先ほどお話しさせていただきました基本理念、それをしっかりと堅持するために、あるいはそれを本当にさらに実効あるものにするために私たちは憲法にどう取り組みでいかなくてはいいかないのかという、そういう議論をするべきだというふうに考えております。

○石渡清元君 これ以上憲法はあれしませんが、ICJ、国際司法裁判所に提出する核兵器使用の是非に関する陳述書の問題。長官は国際法の精神に反する云々という発言をされたということと大きく報道で取り上げられたわけでありまされども、あれは閣議ですか、閣議後の懇談会ですか、その辺の真意のほどを御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(浜四津敏子君) その発言をさせてい

ただしましたのは閣議後の懇談でございます。閣議後の懇談ではもう自由にいろんなことを話し合つていいということになっておりましたので、その席でお話しさせていただきました。

○石渡清元君 僕は唯一の被爆国の日本、特に環境庁長官として非常に勇気のある発言だというふうに評価をしておるわけでございまして、けれども、二十年以上の弁護士生活ということで、法律的に考えたときに国際法に違反をしているという意味ではないんですか。違反せずというところは政府案は削除をいたしましたけれども、法的な解釈として、この問題について核兵器の使用というのは長官は国際法違反だという考え方でですか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 核兵器の使用が国際法で明確に違法と位置づけられてゐるかどうかについてはさまざまな議論があるかと思ひますけれども、これは例えば毒ガス禁止条約のような形で明確に実定法があるわけではなく、こういう意味で私は、これは国際法の精神、国際法の趣旨に反すると、こういう意見を述べさせていただきます。

○石渡清元君 そうすると、現実問題として核保有国があるわけですから、したがつて現状はある程度やむを得ないという認識を持つてゐると。これではよろしいんですか。

○国務大臣(浜四津敏子君) ただいまお話がありましたように、現状では核保有国が幾つかある。この現状そのものを前提とした議論をしなくてはいいないだろうというふうに思っております。

私自身は核廃絶を理想としておりますけれども、その廃絶に向けて本当に一歩二歩を進めていくためにはどうしたらいいかという視点に立つて、日本としてのさまざまな取り組みをしなくてはいいけないというふうに考えております。

○石渡清元君 前長官のときに、ロシアの核廃棄物の海洋投棄の問題で前長官はロシアに手紙を出したということとをたしか委員会や発表されました。そのとき私は、返事が来たらぜひ委員会や答えてほしいということを発言した覚えがあるんで

すけれども、その後何かそういうあれがあるんですか。これは環境庁を通じて大臣として出したと言ったわけですが。

○政府委員(大西孝夫君) あの書簡は環境庁長官ということではありますが、組織としてというよりも長官個人の形でお出しになっておりまして、その後返事が来たかどうか、私も正直言っておいておりません。もう一度確認してみますが、そういう意味では大臣あてにきている可能性もありますが、聞いておりません。

○石渡清元君 同じように、こういう軍事的等々の問題について、やはり環境汚染を抑えるためにも、環境保全のためにもぜひこれからの積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

具体的基本政策に入りたいと思いますけれども、環境基本法が十一月に制定されました。本年度予算、この前衆議院を通りましたけれども、予算化の状況について御説明をお願いします。

○政府委員(森仁美君) 今年度の環境庁部分で予算は幾つかの重点的な項目としてまとめましたが、その中でも環境政策への新たな取り組みの展開というところで取りまとめました。この部分の大半は今お話しした環境基本法関連の部分とお考えただいていい部分でございます。

その大きな一つは環境基本計画の策定、それから環境影響評価制度に係る調査研究の推進、それから新たなタイプの環境汚染の未然防止に関する経費、さらに環境への負荷の少ない社会経済の構築のための手法の検討・推進費ということで経済的手法の検討に関する経費、さらに環境に優しいライフスタイル、企業行動様式の普及に関する経費、そのほか環境保全活動の推進あるいは地方公共団体の地球環境保全等推進経費、これらをかき取り込んでおります。それらを合わせまして新たな経費といたしまして約十一億ばかりが計上されたわけですが、総体として四十一億二千万になっております。

○石渡清元君 相変わらず計画等々の予算が多いようですが、過日されました環境白書の中で、環境と経済の統合に関する考え方が出ておりますが、それについて御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(森仁美君) 本年度の環境白書では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、国民、企業、地方公共団体などの具体的な取り組みをバックアップして持続可能な経済社会への一つの道筋を示すということに主眼を置いて書いてまいりました。

この中で経済と環境の関係につきましては、経済成長と環境保全、こういうものを対立したものとしてとらえるのではなくて経済活動に環境配慮を組み込んでいく必要がある、こういう考え方を環境白書で強く出そうということから、その例として、適切な環境投資をどんどん行うことにより環境の保全と環境への負荷の少ない健全な経済の発展が同時に実現できるんだというようなことを、例としていろいろ挙げたわけでございます。

このような考え方について、国際的な考え方でもございまして、国内でさらに広めてまいりたいと考えております。

○石渡清元君 ですから、その経済投資ですね、その割には予算が少ないと。こういうことになるわけでございます。小野先生も先ほどあれした環境税の問題についても、いわゆる経済的な手段をどうやっていくのかということが問題じゃないかと思う。

ということとは、さつき日米フレームワーク協議の環境部門について言いましたけれども、日米フレームワーク協議の基本的な目的というのは日本国内の内需主導型の経済成長、ということとは黒字を減らせというわけですよ。それと今の環境行政の中で具体的な施策あるいは予算化と余り結びついていないようなふうに見えるんですが、その辺のところはどうなんですか。

○政府委員(森仁美君) 先ほど環境と経済の統合という考え方が一般化しつつあるということを申し上げたわけでございます。それを環境庁の施策の中でというふうにとらえてみますと、これを統

合に関する考え方をさらに広めていくための検討費、あるいはその具体的なものの一つとして経済的手法の導入に関する経費、こういうことであります。これらはいずれも調査検討に要する経費ということでございまして、それほど、何百億とかいうようなオーダーの話ではないわけでございます。それなりの必要な経費は盛り込んでおります。

○石渡清元君 調査研究とかあるいは計画、プランニングじゃなくて、具体的に事業を展開しようということなんです。それをどう進めるかということが問題じゃないかと思うんです。

例えば、日米フレームワーク協議で環境庁から何人ぐらい出ているんですか。

○説明員(澤村宏君) 環境庁といたしましては、先ほどの日米フレームワーク協議の中には基本的問題あるいはセクター別構造面での協議、それから地球の展望に立った共通課題と大きく三つあるわけでございますが、主として環境庁といたしましては、このうちの地球の展望に立った共通課題、その中の環境問題、そしてさらにその中に幾つかのプロジェクトがあるわけでございますが、それらのプロジェクトにつきましてはそれぞれに担当官が参加しております。

○石渡清元君 ですから、計画から一歩出て、具体的に事業展開でリーダーシップをとってもらうことが調整機能の強化につながるんじゃないかと思っております。もう少し積極的にお願いをしたいと思っております。

具体的には、環境の日というのがありますけれども、これをもう少し力強いものにしたらどうか。ということとは、地球に優しくとかそういう言葉だけがどうも先行していつているような気がしてなりません。したがって、例えば環境の日を、ちようど学校が第二土曜日が休みでしよう。その一つを利用して、国民的な全国的な環境の具体的な実践に取り組む日にしたらどうか。全国で一斉に木を植えれば何百万本になっちゃうわけでしょう、子供が一人ずつ植えれば、年に一回何百万本

ずつ植えたら大変な緑化になると思うんです。そういったような意味で、私は環境の日というのがせっかくあるんですから、ナショナルアクトのそういう提言をしたかと思っておりますけれども、その辺について具体的にもう少し広めていかなきゃいけないと思うんですけれども、どのように考えておられるか。

○政府委員(大西孝夫君) 環境基本法によって制定された最初の環境の日ということで、本年は六月五日に中央では皇太子、同妃両殿下の御臨席をいただき、総理も御出席をいただいた形で式典を行い、あるいはそれに関連しまして、各省庁にもいろいろポスターの掲示でありますとかPR等をお願いしたり、それから各自自治体においてはそれぞれがいろいろな観点で、クリーン作戦を広げるとか展示会をやるとかシンポジウムをやるとか、いろいろな特色を出していただいております。民間団体等もそれぞれの地域で、それこそクリーンキャンペーンをやられるところもあれば、例えば賞環境パトロールをやるとか、いろいろな特色を出していただいております。

それで、この環境の日というのが、一つは日にちで指定をされております。ストックホルム大会で日本が提唱してそのことが決められた六月五日を環境の日と決めたと。世界的なそういう位置づけもありまして、それを踏まえて六月五日とされたわけでございますが、国民的ないろいろな運動という意味では一日にむしろ限定できないということもあって、従来から環境月間という考え方で六月、いろいろな地域でいろいろなことをやってもらっているということがございます。

しかし、六月五日を一つの日にちとして決めたわけでありまして、この日にいろいろのことをやっていただけるようにするという意味で、例えば休日にしてはどうかというふうな御意見も出てきているわけがあります。ただ、地球規模で考えろーカルに行動しようという観点からいいますと、余り国家一元的に全部同じ行動を各地ともやるといことがいいのか、あるいはそれぞれの地

域、それぞれの団体がその特色を出してそれぞれに参加していただく、いろいろ自主的にやっていただくという要素もある意味では必要かと思えます。

せっかくの御指摘でございますので、来以降、この環境の新しい環境月間の進め方についても少し考えてみたいと思いますが、ひとつ参考させていただきたいと思えます。

○石渡清元君 結局、環境の日がお祭りとかそういったような精神的なあれじゃなくて、もっと具体的な実践の日になるように進めたらどうか。ということとは、先ほども、皇太子殿下がお見えになったと。各省庁の行事で皇室が環境の日だとかあるいは植樹祭に出るとか余りないんですよ。それだけ重要なイベントなんです。具体的にそれが日本全国に広まるようなそういう強力な具体策を進めてほしい、そういうふうに申し上げて、私の質問は終わります。

○委員長(竹村泰子君) 本件に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩をいたします。

午前十一時三十六分休憩

午後六時十九分開会
○委員長(竹村泰子君) ただいまから環境特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、乾晴美君が委員を辞任され、その補欠として栗森喬君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 休憩前に引き続き、公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題とし、公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○堂本曉子君 それでは、大臣の所信についての質疑をさせていただきます。

まず、けさ、水俣の問題についての御質問が自民党の方から出されたわけですが、環境委

員会で私のお隣にずっと公明党おられまして、常にやはり和解を求めた質疑をやっておられました。私は、やはり政治家であるのであれば、一刻も早く政治的な決着をつけるべきなのではないか、そのことを多く求めてきたわけでございます。早期解決をすべきである。しかも、これは日本の言ってみたい公害の原点、環境問題の一番の解決しなければならぬ問題だということに思えます。

行政は、行政の態度はもうずっと長官御存じのとおりにならないうわけですが、細川内閣も何とか政治的決着をつけようということで大変に大きな努力をされました。

けさの御答弁では、大変私も社会党としても、それから今まで御一緒にずっとやってきた私どもとしては納得のいかない御答弁だったわけですが、再度確認させていただきたい。

○國務大臣(浜四津敏子君) 水俣病問題につきましては、ただいまお話ししましたように、公害の原点と言われている、これは恐らく歴代長官も、そしてまた関係してこられた方々共通の思いであったらうというふうに思っています。私も一人の人間として、約四十年たちますこの水俣病問題、本当に早期解決しなくてはならない、その気持ちには変わりはないと思いません。

先ほど、党の見解と異なっている、こういうお話しございましたけれども、行政の長という立場にならしていただきます、その立場で何とか早期解決のために尽力させていただきたいというふうに思っておりますが、水俣病訴訟につきましても、けさもお話しさせていただきましたが、行政としての根幹にかかわる重要な問題を含んでおりまして、また五つの裁判所で判断が、まさに国に責任があるのかどうかという点についての判断が分かれている状況でございます。

これまで新潟水俣を含まして五つの判決が出ておりますけれども、二つが国に責任がある、二つが国には責任がない、またあとの一つは国に一

割の責任がある、こういうふうに地方裁判所における判決が、判断が分かれておりますので、現状では和解によって解決するような状況にないというふうに考えております。

○堂本曉子君 水かけ論になると思っていますので、これ以上申し上げませんけれども、やはり長官としてはきちっと、今まで四十年間そう思っておられたんでしたら、別に行政の長になつたからといって政治家でなくなったわけではないので、閣僚をきちんと説得するなり、行政の長としての指示をお出しになる、その覚悟があるかないかということだと思えます。

そういう意味でいえば、行政の長に座った途端に、大変、行政の長ですからという、前長官もそういう態度でしたけれども、そのことはせっかく今まで、与野党が何のために逆転したのか。そこで、少なくともたくさん与野党間で話し合いを続けてきて何とか解決しようとした。にもかかわらず、また非常に後退した印象を持って残念でございます。少なくとも、四十年間そう思ってこれだけののなら、その信念を貫く覚悟というのを大臣の所信のときに示していただきたかった。簡単にやはり今、官僚支配というふうな言い方されていまして、けれども、もしそれだけ御本人の信念を持っていらつしやるのなら、やはり御本人のその信念を披瀝していただきたかったと思えます。これ以上はもう伺いません。

今、環境基本法に基づいて環境基本計画ができています。そして実効性のある計画にしたい。けさから何度か実効性のあるという言葉をおっしゃいましたけれども、実効性というのは非常に抽象的なもので、具体的にどういう領域で何がなされたのか。少なくとも長官の個人的な、何もかもはなされないでしようけれども、個人的なやりたさというふうなものはおありになると思ふんですね。少なくとも、女性の長官です、こういう環境問題は自分が長官の間にはぜひやりたいということもあられると思いますが、その実効性の領域をぜひ具体的にお示ししたいと思えます。

す。

○國務大臣(浜四津敏子君) ただいまお話ししましたように、昨年十一月の環境基本法の制定を受けて、その環境政策の基本理念、そしてまた行政の基本的施策の方向性というものが明示されたわけでございますけれども、この基本理念、そしてまた環境政策の基本的な方向、それを具体的に国のマスタープランとして環境基本計画を策定する、こういうことになっております。

実効性ある基本計画、本日に皆様の御尽力で制定されましたこの環境基本法の理念、健全で豊かな環境の保全を図るとともに、また持続可能な発展ができる、環境と経済の両立したそういうリサイクル社会を構築していく、そんなことが指針として掲げられておりますけれども、それをどうやって実現していくか。それが環境基本計画の中でどう盛り込まれ、どう実効性を持ったものにしていくのかということが今まさに問われているんだと思えます。

現在、中央環境審議会におきまして鋭意審議中でございまして、ことしいっぱいぐらいに答申をいただいて、それに基づきまして閣議決定をさせていただく、こういうことになっております。この間、中間的な骨子が発表されましたけれども、その答申を待ちまして、この環境基本法で示された基本理念また方向性というものが本当に実効性を持てるような基本計画になるように努力してまいりたいと考えております。

○堂本曉子君 長官にお願いしたいんですけども、今のお答えになったことの先を私は伺ったわけですが、基本法がある、それからこういう計画を立てておられる、実効性ということもおっしゃった。じゃ、実効性の中身は何ですかということは何った。それならもとへだあつて戻ってお話しになる。

これからの質問ですけれども、私も短い時間の中に、もうめったに環境委員会は開かれないわけですから、具体的なことが伺いたい中で今のよう御答弁ですと結局何も本當のことが伺えなく

なっていますので、質問をよく聞いてお答え
いただきたいというふうにお願ひ申し上げたいと
思います。

今一番最後におっしゃったことの先を伺いた
かったんですが、もうその質問はやめます。実効
の身を教えてくださいと申し上げたわけで、そ
こまでの間は全部私が申し上げたはずなんです
ね。

次に、水の問題ですけれども、これはきのう私
も読んでみましたけれども、行政監察の勧告、こ
ういうのが環境庁に対して出ておりますけれど
も、これもごらんにならないでください、もう長
官がどういふことかというところをおっしゃって
いただく必要は全くございません。今環境庁の長
官としてどういふ責任を感じていらっしゃるか、
そのことだけで結構でございます。本当に一分で
答えていただければ結構でございます。どういふ責
任を感じていらっしゃるか、そのことだけお答え
ください。

○国務大臣(浜四津敏子君) 総務庁から勧告をい
ただいた内容については十分認識しております。
地下水の汚染につきましては、国民一人一人の飲
み水の安全性にかかわる重要な問題でございます
ので、勧告をいただいた内容を十分に受けとめま
して地下水の安全性の対策に全力を尽くさせてい
ただきたいと思っております。

○堂本曉子君 地方自治体が十分に検査をしてい
ないという内容、一言で言ってしまうと、やばい
ことだと思えます。環境庁がマニュアルを示すよ
うにということも書いてございまして、やはり責
任者としてそこをきちんと監督をしてい
ただきたい。私たちこの間、水に関してはトリハ
ロメタンの法律を通したばかりで、しかもそれは
環境庁が非常に水のことに熱心にやりたいとい
うことの上でございまして、その辺のところは十分
に認識していただきたいとい
うふうに思います。

次に、これも所信の中ですけれども、野生動植
物の保護管理を強化したいというふうにおつ

しゃっていらっしゃいます。これも個人の考え
を伺えたら、動物とか植物、特に野生の動物や植
物に長官はどのような常日ごろ考えをお持ちか、
伺いたいと思います。

○国務大臣(浜四津敏子君) 野生の動植物に限ら
ずあらゆる生き物について、私は基本的に、これ
までの環境汚染あるいは環境破壊というものは、
人間を中心としてきた文明が、そしてまた人
間の欲望を追求してきたその人間のエゴがこうい
う形で環境汚染を招いてきた、こういうふう
に思っております。そして、人間の欲望を満足させ
るために他の生物を犠牲にしてきた面がある、こ
のように考えております。生物、野生動植物の種
の危機、こういう問題についても一番の根本の原
因はそこにあるというふうに考えております。

したがって、動植物に対する基本的な考え
というのは、いずれにしても、ほかの生物とも
あるいはほかの生命とも共生していかなくては
いけない、そういう共生のあり方を人間は英知を
もって探れるはずだ、こういうふうな思っております。

かつては、野生動植物は、もちろん人間が生
きていく上で摂取しなければならぬ、こういう事
情もございまして、それも自然の摂理の中
で余剰分をとっている分には絶滅にはならなかつ
たはずである。また、人間がどうしても経済活動
の中で、社会活動の中である程度自然を犠牲にせ
ざるを得なかつたというのが歴史だと思いま
すけれども、それについてもどこまで限度なの
かというバランスをとる、それも本来私たち人間
にはそういう知恵があつたはずである。科学技術
文明に対する余りの過信、そしてまた、先ほども
申し上げましたけれども、人間の欲望を抑えるこ
となく来た、抑えようがなくて来た、そこ
のところは一番の原因があるというふうな考えて
おります。

○堂本曉子君 やつと何か長官の生の声を聞かせ
ていただけたという気がいたします。
おっしゃるとおり、非常に科学文明の粋を使つ

ての公共事業というのが百二十二兆八千六百五十
億円という大変な予算です。財政投融資からも多
くの予算が回っていますけれども、これだけの予
算を使つてさまざまな形の開発が日本列島のあち
こちで行われている。それだけに、私は、環境庁
長官が今おっしゃつたような理念で、人間と自然
の共生、そしてそれを守るための仕事というの
は、言つてみれば、内閣の中でひとり野党のよう
な立場と申しますが、そういった場所だと思いま
すので頑張つていただきたいというお願いをいた
します。

環境庁に伺いますが、至るところでいろいろな
開発が行われている。中でも南西諸島はその典型
と言つていいと思います。本州の四十五倍もの多
種多様な植生が、植物相がある。それから動物に
ついては固有種が非常に多い。それからサンゴも
二百種以上に及んでいるという事です。今や、
そこにリゾートの開発や農地開発、埋め立て、森
林の伐採などが続いているわけですから、西
表にすむマネコも世界的に注目を集めていま
す。ことしの一月二十八日に国内希少野生動植物
種に指定されました。この希少種に指定されるの
はどのようなことで指定されるのでしょうか。

○政府委員(奥村明雄君) お答えをいたします。
環境庁は、専門家の先生方の御助力をいただき
まして策定をいたしましたレッドデータブックに
掲載をされた絶滅のおそれの高い種で、保護の必
要性の高い種から順次国内希少野生動植物種とい
うことで追加指定を行つておるところでございます。

○堂本曉子君 農水省に伺いますが、もちろんマ
ネコが生息していることは御承知のとおりだと思
いますが、その西表の大富地区で農地開発の事
業が今まさに行われておりますし、行われようと
しております。これはどのような法律に基づいて
行われているのでしょうか。

○説明員(宇井勝昭君) 土地改良法に基づいて実
施させていただいております。

○堂本曉子君 ここに農水省からいただいた土地

改良法の概要というものがございましてけれども、
その中でまさにこの地区に該当する部分は、「十
五人以上の参加資格者があらかじめ土地改良事
業、土地改良法の概要につき受益地区内の参加資
格者の三分の二以上の同意を得なければ、事業計
画、定款等につき都道府県知事の認可を得、土地
改良法を設け、目的たる事業を実施することが
できない」。農地改良事業については一〇〇%の
同意を必要とするというふうになっております。三
分の二が賛成した場合に「当該一定地域内の事業
参加資格者の三分の二以上の同意があれば、強制
的に事業を実施し、費用負担させ得る」と書い
てあることなんです。これは、強制的にというこ
とは、その地域の住民が三分の二以上が同意をし
た場合には強制的にできるといふことなんです。
そういう法律。

この土地改良法というのは大変古い法律だそう
ですけれども、明治三十二年と申しますから今か
ら九十七年前ぐらいにつくられた法律です。以後
何回も何回もずっと改正を重ねてこられたとい
うふうに聞いていますが、一番本質的なこの法律の
目的というのは、やはり農民が少しでも開拓を
し、そしてより多くの収入を得るといふことが目
的であつたといふふうに、私が間違つていなけれ
ば了解しております。

ところが、この絶滅のおそれのある野生動植物
の種の保存に関する法律は、私どもがまさにここ
で審議し、二年前に、リオの地球サミットの前
に、日本としても自然を守るのだといふことで成
立した法律です。百年、一世紀前と日本列島の状
況それからこの地球の状況は大きく変わつており
ます。まさに開拓の時代だった明治時代と、それ
から今長官がおっしゃつたように人類が非常に科
学的な開発があつて多くの野生の動物も植物も絶
滅に追い込んできた、だからこそ生物の多様性条
約を採択し、そして我が国も批准し、去年の暮れ
には発効しました。大臣も所信の中で、この条
約の円滑な実施に取り組みたいといふふうに述べ

ておられます。条約の八条には「脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。」というふうにあります。

大臣は法律家でいらっしゃるわけですが、法律というのは後にできたものの方が優先するといふに聞いておりますけれども、しかも条約を批准しているとすれば、先ほど大臣がおっしゃったような人間として野生の動植物とのせめぎ合いと申しますが、そういった中で今まさに法整備を整えていかなければならない時代に入ってきたように思います。

この条約を批准したときにも私は、やっぱり個別法が必要なのではないか、こういった条約の内容に見合う個別法が必要なのではないか、国内法が必要であらうというふうに申しました。それから、その一方で、今のようなくからある法律を改正しない限りこの条約は守れないというふうに思っています。

実際に大臣の所信の中で、円滑に実施したいとおっしゃっていらっしゃるんですが、その点はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(浜四津敏子君) ただいまお話がありました絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律は、昨年の四月にこの保存法の施行が行われまして、またそれに基づきまして保護の推進が図られているというふうに考えております。また、この条約を推進するための関係省庁の連絡会議を開いて協議をしているというふうに理解をしております。

法体系といたしましては私の理解では一応完結しているのではないかとはいふには考えておりますが、これで完璧だとかあるいは十分かどうかという点につきましては、まだ十分な私自身の勉強ができておりませんので、先生にお教えいただきたい、ここが不十分であるというふうなことがありましたらぜひお教えいただきたいと思っております。

○堂本曉子君 不十分だと思ふから今御質問申し上げます。

上げていくわけではございまして、お教えするとかそういうことではなくて、ここは立法府ですから、この条約に対して環境庁として国内法を整える、それは環境庁以外のどの役所もできないことですので、それをやるべきではないかというふうに申し上げております。イギリスですとか諸外国では条約を批准したときに国内法を整備した国もあります。そのことを十分御研究いただきたいと思っております。

林野庁に伺いますけれども、今問題になっている大富地区はまさに国有林なんですけれども、そこにヤマネコがすんでいることをもちろん認識していらっしゃると思いますが、このように国有林をそのまま払い下げていいというふうにお考えでしょうか。

○説明員(長岡壽男君) 御説明申し上げます。

国有林野の活用という法律がございまして、それに基づきまして今回の案件につきましては検討を進めてきているわけではございますが、私どもとしましては、農林業の構造改善等に資するために国有林の管理、経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いながら積極的にこれを行うというように法律上なっているわけではございます。この場合の活用につきましては、国有林野がございまして地域の経済的、社会的実情を考慮し、かつ住民の方々の意向を尊重したものでなければならぬというように法律上なっているわけではございまして、林野庁といたしましては、地域の振興の観点から踏まえまして、住民の方々の意向を真摯に受けとめて活用を推進する必要があると考えているところでございます。

ただ、先生のおっしゃるような、自然保護と人間生活との共生ということも非常に重要なことだと考えておりまして、林野庁といたしましてはこのような活用の目的と希少動植物の保護との調和が図られることが望ましいと考えているわけではございまして、このような立場から引き続き関係方面に要請をまいりたいと考えております。

○堂本曉子君 まさに法律的には、現行法でまいると、ヤマネコはちょうど大富地区には四匹いるそうです。活動区域の表を見せていただきましていただいても、そういったヤマネコは死なざるを得ない。そしてヤマネコは、これが西表の地図ですけれども、この森林の中にはいなくてこの周りに、言ってみれば人間が住んでいるところにヤマネコもすんでいるわけですね。ですから、人間の住んでいるところをどんどん開発していきましますと、この中にそれじゃヤマネコがすめるのか。それは場所はありません、国有林もありますけれども、ヤマネコはええがなくなってしまうから絶滅をしてしまふ。

一番先にと申しますが、非常に早く指定されたということでは、やはりそれだけ貴重な種であるということであるわけで、環境庁としてはここが守れなかったらどこが守れるのかという気がします。世界じゅうから西表のヤマネコというのは注目されている。そのヤマネコすらも守れないとすれば一体あと何が守れるんでしょうか。

別に私は西表だけにこだわって質問させていたでいていけるわけではございませんで、百二十二兆という大変大きな予算、今はほとんどがインフラに行くわけですが、その結果、ヤマネコは有名ですからこうやって問題になりますけれども、ヤマネコ以外のものも私たちが名前も知らないような昆虫とか植物とか、そういったものが次から次へと絶滅していく。そういったことの一例として、一番わかりやすいところとしてきょうは例示させていただきました。しかし、ヤマネコが守れないのであれば日本じゅうの動植物は守れないということだと思えます。

ですから、これだけ世界的にも西表のヤマネコは守ってほしいという大きな声があります。それは白保のサンゴをつくりなんです。そういった形で、せっかく生物多様性条約を批准し、それから種の保存法を来週もよりい法律に改正しようという作業をこの委員会でするわけです。にもかかわらず、日本は建設第一そして動植物は大事にしない、そういった印象を世界の人々がどう思おう

と、私もがそういう政策の中ですんでいく限りはいずれは生物も人間も一緒に絶滅する日が必ず来る。そのことはもう間違いないと思えます。そのスタートのところに私たちは今立っている。である以上は、先ほど長官は、もしかしたら人間は動物を殺し過ぎたかもしれないとおっしゃった、私はまさに水俣も同じに感じているんですけれども、一番本質的に御自分で感じていらっしゃることをそのまま行政にしていこうということがやはり政治家だろうと思うんですね。

ですから、先ほどおっしゃったことが御自分の信念だとすれば、今まさにその長という責任者の立場におられる方として、何とか実際に法律の整合性を実現するように努力していただきたい。そのことをお約束いただけるかどうか、ぜひお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(浜四津敏子君) 私は先ほど個人的な信念として持っていることを申し上げました。こういう立場をいただきまして、環境庁長官という立場で何ができるのか、それを就任させていただいて以来、自分なりに考えてはまいりました。そして、閣僚の懇談会等で発言できる場があればできるだけ発言させていただき、そして私は、この立場に立ちまして、環境庁の皆さんが一生懸命取り組んでこられたことをさまざまな形で勉強させていただきまして、本心に、こうあるべきだという一応の理想なり目標なりに向かって、それなりの立場で皆さんそれぞれ、さまざまな制約もありあるいは十分な力もない場合もありますけれども、それぞれが置かれた立場で最大限一生懸命取り組んできたらどうか、こういうふうに思っています。

自分が持っている信念、あるいは自分の思いを一〇〇％すぐに形として示せるような取り組みが必ずしもできませんけれども、少なくとも私は、自分が持っている信念、これを生かした環境行政、一歩でも二歩でも前進できるように自分が任期をいただいている間に何ができるのか、そして環境庁の方々またこの環境委員会の先輩の皆様方

もこれまで本当に必死に取り組んでこられた、この思いをどうすれば少しでも自分の立場として実現できるのか、これについては私は自分の課題として取り組ませていただきたいというふうに考えております。

○堂本暁子君 閣議のときにチャンスがあれば発言するというようなことでは大変物足りなくて、きちんと信念を実現することが政治家がやはり大臣になったときの、場を得たわけですから、私は大臣のそれは責任であり義務だろうと思っております。国民の信託を受けて、今は浜四津長官以外のだれにもできないわけです。あなたに与えられたそれは使命であるというふうに思いますので、そのお信じになるならばもう本當にしっかりと、環境庁の中にはそういうことをやりたい方はいっぱいおられるでしょうから、しっかりとスクラムを組んで、そしてそれは長官がほかの大臣たちと直接交渉できない限りこんな大きな動き方はなかなかできないわけでごいまして、そのところろはしっかりと何人の大臣とでも直接交渉なさるとか、もう本當にいろんな展開をしていただきたいとお願いをしておきます。

それから、農水省にもっと伺いたかったんですが、非常に時間が迫ってまいりまして申しわけないんですけれども、大変古い法律で、時代にそぐうように改正はしていらしたんでしょうけれども、こういったような条約もございまして、その点を十分研究して、さらに土地改良法も、人間と動物が共生できるようにまたさらに研究をしていただきたいとお願いをさせていただきますと思います。

そして、できることでしたら大富地区、今一回破壊してしまおうともう永久にその種は戻ってきません。特に、ヤマネコは周りにもいるんですけれども、ランの花なんかもありますので、これは一度絶滅すれば二度と戻ってこない。コウモリもそうだと思います。そこで、何とか共生の方法をぜひ工夫していただきたい。もう一生懸命お願いをしておきますので、よろしくお願いをいたします。

す。

次の質問に移ります。
私は、国際水禽・湿地調査局というのがつくったビデオを見ました。散弾銃の鉛弾の話です。日本では年間三百トンの鉛弾が使われています。そのことで、国際渡り鳥条約を締結しながら、白鳥などを保護しなければならぬにもかかわらず、鉛弾によって多くの鳥が死んでいる。潜在的な中毒、それから食物連鎖による二次的な被害の可能性もあります。何とか対策を講じなければいけないと思うのですが、環境庁としては被害の実態をどの程度把握していらっしゃるのか。それから、この鉛弾を廃止して何とか別の無害なものに、動物にとっても、またその鳥を食べると人間がまた被害を受ける。そして、この三百トンの鉛が日本じゅうの畑や山にたまってきているわけですから、それが土地にも入ってくる。そうすると、植物にもたまるといって、何らかの形で法的な規制をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(奥村明雄君) まず、私どもが把握している被害状況から御説明を申し上げます。
平成元年及び二年に北海道美幌市郊外の宮島沼におきまして、百羽を超える白鳥、マガンの衰弱へい死個体が発見されました。その後は大量の死亡事故の報告はございせんが、幾つかの湖沼で鉛中毒と思われる水鳥のへい死個体が少数ではございますが発見をされている、これが実情でございます。

環境庁としては、平成三年度にとりあえざる緊急調査ということで、数が非常に少ないのでございますが調査を行っております。その結果、一平方メートル当たり平均二・五個の鉛散弾の粒、これが湖の底に堆積しておることがわかりました。また、三十七羽のうち、これはケースとして取り上げた三十七羽でございますが、このうち六羽の鴨の胃の中に鉛散弾が摂取をされております。
○堂本暁子君 時間がないので対策だけをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(奥村明雄君) 済みません。失礼しました。

私どもとしては、とりあえずパトロールを強化するとか実態の把握をするとか、それから鳥獣保護区の設置や銃猟禁止区域などの設定をするような県に対する指導を行っておりますが、さらに、先ほどの調査はなお例数が少のうございまして、全国的な調査を実施して、それに基づいて適切な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○堂本暁子君 調査をしてから対策をとるのではその間にまた大変な量の鉛弾がたまりまして、ちよと水俣の猫と同じように鳥が非常に障害を持つている写真が出ていますから、緊急に調査を待たずに私は、無害な弾にかえることは何ということにはありません、銃銃を使う人たちの樂しみのために使っていることですから、それよりも国民の健康の方が大事です。ですから、即刻無害なものへ切りかえていただきたい。それから、今散っている弾はぜひ回収していただきたいというところをお願いしておきます。

では、建設省いらして下さっているの、小田急の問題について伺います。
「住民の反対を押し切って発車、高架方式で認可」、こういうふうに報道されています。私も五十年前建設大臣の時代にお願ひに行つたんですけれども、高架と地下方式を比較しているわけですが、地下方式としては用地の買収が極めて少ない二線二層の地下方式が高架と比較の対象とはされませんでした。このことは御存じだったのかどうか。

それから、高架は千九百億と試算されていますが、実際には六十三年以前に取得した用地費五百億が含まれていません。このことは建設省としては認識していらつしやいますでしょうか。

○説明員(中島浩君) お答えいたします。
小田急小田原線の連続立体交差事業につきましては、平成六年四月に東京都から建設省に都市計画事業認可申請がなされました。この申請に先立

ちまして、東京都は、事業費の突き合わせにつきまして地下化を主張する団体と五回の話し合いを持ちまして事業費の考え方の差異につきましてはお互いの理解を得たこと、また事業の緊急性や事業促進への強い要望等にかんがみまして、東京都の判断におきまして事業認可申請が行われたものでございます。

建設省といたしましては、東京都からの事業認可申請につきまして、都市計画との適合性、事業施工期間等を厳正に審査いたしまして、適切と判断いたしましたので認可をしたところでございます。
なお、地下化と高架化に関しましては東京都から詳細な説明を受けておりまして、そのようなことも報告を受けながら審査をまいりましたわけでございます。

○堂本暁子君 まだ住民と話し合いが進んでいる中でこういった決定をしようというところは、私は大変横暴だと思います。少なくとも建設省としては、東京都に対して、住民との協議が十分にコンセンサスが得られるまではその事業を凍結すべきだということをご指導なさるべきだと思います。

それから、環境庁長官にはぜひとも、非常に騒音が激しくなるわけですし、それから粉じんとか、景観が悪くなる。環境面ではいろいろと問題が生じてくるので、地下方式の方がよいと思われるので、この点についてはもっと伺っておきたいと思ひます。

そして最後に、宮川グムのことなんですけれども、国営の宮川グムについては、クマタカが繁殖行動が確認されたという報告が出ています。アセメントなしでここは進んでいる工事なので、やはりアセメントは、少なくとも量の問題ではなくて、どのような貴重な植物や動物があるかということを見出すために必ず行つていただきたいと思ひますが、このことについても農水省から御答弁いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○説明員(中島浩君) お答えいたします。

都におきましては今後とも積極的に関係住民の理解を得るよう話し合い等に努め円滑な事業執行を図るものと聞いておりまして、建設省といたしましても、これを慎重に見守ってまいりたい、かように考えております。

○説明員(近藤勝英君) 福島県において実施しております国営かんがい排水事業の新宮川ダムの周辺におきましてクマタカの生息が確認されております。

農業ダムの新設に係る環境アセスメントにつきましては、昭和五十九年八月に閣議決定されました「環境影響評価の実施について」に基づく農林水産省所管事業に係る環境影響評価の実施要綱によりまして、一級河川に係る湛水面積は二百ヘクタール以上について適用されることとなっております。新宮川ダムの湛水面積は四十六ヘクタールであることから、対象とはなっておりません。また、福島県の環境影響評価要綱においてもダムの新設は対象となっていないことから、本ダムにつきましては環境アセスメントを実施する予定はございません。

しかしながら、貴重な動植物の保護と工事の計画的推進の観点から、その生態と工事による影響等について専門家の意見を伺うとともに、クマタカの生息に極力影響を与えないよう、工事期間、工法等について十分検討を行い、工事を施工してまいりたい、こういうふうに考えております。

○堂本暁子君 大臣、今お聞きのように、今は閣議決定で大きいところしかアセスメントが行われてないわけですね。しかし、どんなに小さくても、今の例えば西表の農地の問題、これもアセスメントは行われていません。ですから、きちんとそういったところのアセスメントが必要だということを考えていただきたいと思いますし、所信の中にこそ書いていただきたいと思います。やはり小さければアセスメントは行わなくていいというものではないので、農水省としても、その辺は今後改めていただけるようにしていただきたいと思います。

それから建設省に、くれぐれもやっぱり東京都に少なくとも住民との話し合いが済むまでは工事は凍結するということを約束していただきたいというふうにお願いをしております。

きょうは時間がないのでそれ以上伺いませんが、最後に大臣に、小田急の問題について、大臣はどう考えられるのか。そして、アセスメントについて、量の問題ではなくて、今これだけ自然と開発とのバランスがアンバランスになっている中で、アセスメントについてどのように実際に実行していこうと思っておられるか、聞かせてください。

○国務大臣(浜四津敏子君) 小田急の問題につきましては、このアセスメントは東京都が実施しておりますので、環境庁が直接関係してないというのが現状でございます。東京都の方から相談があった場合に、その相談に乗るとい立場でございます。それは環境庁としてはうっておいていいという趣旨からではありませんで、地方公共団体の独自性との関係から、東京都の方で、この問題のアセスについて環境庁としての何らかの考えあるいは方針など、あるいは取り組みについての相談などがありまして取り組むということになっております。いずれにしても、そんな状況にあるものでありますから、私自身、東京都がどのようなアセスメントを実施したのか、また今いろいろお話ありましたが、その点について十分承知しております。後ほどこれについては情報を得たいというふうに思っております。

また、アセスメントに關しましては、これまで閣議決定要綱あるいは個別法とか条例あるいは要綱等で対処してきておりますけれども、確かにおっしゃるように、閣議決定要綱では一定の規模以上の工事についてだけアセスメント、こういうことになっておまして、アセスの対象の規模、今お話をしましたような規模の問題ではなくて、なるべく対象を広げるべきであるというお考えも、この御指摘の点も含めまして、いろんなところからさまざまな御意見をいただいております。

す。

今年度から、本格的にこのアセスメントの制度に關する総合的な調査研究を実施することになっていくようにございまして、その中で、法制化も含め、また今御指摘の点も含め十分に研究されることを、私自身も期待し、また見守っていきたいというふうに考えております。

○堂本暁子君 終わります。

○清水澄子君 まず最初に、長官にお尋ねいたします。

長官が就任されました際に、あるテレビ局のインタビューに対して、自分は、自分の家の家庭のごみは家で焼却をしてごみを出していません、ですから自分はそういうふうには環境の破壊という問題については自分なりの処置をしているというふうなことを発言されたというふうな何とおるわけですが、今日のごみとごみというものは非常にさまざまな物質が混合されていて、ごみの質というのが今非常に大きな変化をしているわけですね。

ですから、たとえ家庭で焼却しても、やはり焼却の灰とか煙の中にいろいろな有害なものが含まれて環境を汚染しているということで、今いろいろなそういう問題意識があるわけですが、長官は、各人が家庭でごみを燃やせば環境への負荷は少なくなる、そういうふうな認識をしていらっしゃるのでしょうか。廃棄物と環境問題をどのように認識しておられるか、お答えいただきたい。

○国務大臣(浜四津敏子君) 私は、燃えるごみについては自宅で焼却している、こういうお話をさせていただきました。それでごみ問題が解決するとはとてももちろん思っておりません。

なるべくごみの量を少なくするために、有害なものが出ないものについては焼却をする。そして、古紙とかアルミ缶とか瓶とか、リサイクルに回せるものについてはきちんと分別して、しかもそれが再利用あるいは再資源化、リサイクルできるような形でちゃんとそれぞれの資源別、そしてまたきちんと洗って出す、こういういろんな自分

自身でできる取り組み。また、台所からいろんな油とか食べ残しを流さないとか、そういう一例を申し上げただけでございまして、当然、大量生産、大量消費、大量廃棄のこの社会のシステムそのものをリサイクル社会に変えていかなければ、このごみ問題というものは到底解決できない問題、こういうふうに考えております。

○清水澄子君 やはり長官が発言されることというのは大変皆さん大勢聞いているんですね。そのことを非常に私は、きょう質問があるといったら、たくさんの方が、こういう発言をされていて、非常に今と今日の、ただ、今おっしゃったように、リサイクルだつてそんなに簡単にできてないんですね。幾ら、分別まではするけれども、その後どうするかという問題がいっぱいある。ですから、そういうことについてどうい認識をされているのかぜひ聞いてほしいというもう非常に多くの声がありまして、私はまず冒頭にお伺いしました。ですから、きょうはちょっとその問題に入りませんが、本日にこの問題はそう思ったように進んでいない状況ですので、ぜひこの点は重視していただきたいと思っております。

次に、本日六月十日を期限として国際司法裁判所へ核兵器の使用の違法性に対する日本の陳述書が出されました。これはもう、核兵器の使用が国際法違反ではないという、そういう政府側の判断に対して大変大きな批判の世論が起き、字句を訂正して提出の運びとなったわけですが、この陳述書を出すに当たって関係者から環境庁への諮問とか協議などはありませんでしたか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 環境庁は事前に諮問あるいは協議等は受けておりません。

○清水澄子君 じゃ、環境長官の立場から核兵器の使用と環境への影響についてはどのような認識をしていらつしやるのでしょうか。

○国務大臣(浜四津敏子君) 核兵器による影響につきましては専門的なことはよくわかりませんが、核兵器が唯一の核被爆国でもありまして、核兵器がいかにあらゆる生命に対して大きな被害

をもたすかということとは身をもって体験したところでございます。かつては、戦争は最大の環境破壊である、こういうふうに言われましたけれども、その中でも核兵器の使用というのは、もう人類が滅亡する、人類だけではなくてあらゆる生命が滅亡する、地球そのものが滅亡する危険性を持ったものである、こういうふうに考えております。

○清水澄子君 かつてはではなくて、現在実行しようとしているリオ宣言そのものが、その原則二十四で、戦争が持続可能な開発に対し破壊的であり、武力紛争時における環境保護を規定する国際法を遵守すべきである、そして、さらにそのリオ宣言原則二十五では平和と開発と環境保護は一体のものであるということをおっしゃるわけでありますから、明確に世界で合意しているわけですね。そして環境基本法は、まさにこの定義というものは、地球環境保全ということ、これは、世界の私たち、これからの人類のまたは政治の最も基本的な政策になっている。そういう立場から私は、環境庁としては、この問題についてはもっと積極的にそういう点で政府に環境の視点からもこの問題提起をすべきではなかったか、このように思います、いかがですか。

○国務大臣(浜田四津敏子君) おっしゃる様に最大の環境破壊でありまして、私たちは、だれも戦争を望む者はいないはずですし、また核兵器が使用されるというような状況を望んでいる者はだれもない、こういうふうな思いをしております。私自身、現在の世界の中で核兵器を保有している国が現にあるというこの現実を直視せざるを得ませんけれども、この状態が決していいとは思っておりませんで、最終的には、何度ものところでお話しさせていただきまして、核兵器はこの地球上から一切なくすべきである、それが何年先になるかわかりませんが、少なくとも、そういふ方向に最大限努力するべきである、こういうふうに考えてまいりました。そんなことから今回の陳述書につきましては私なりの意見を述べ

させていただきます。

○清水澄子君 私は、もっと環境長官として、また環境庁として、これは爆発力も含めて、やはり今、環境というものがすべての地球上に生きとし生けるものの生命、生態系を保全しようというのが大きな基本ですから、そういう新しい視点でもこの問題にもっと積極的にいかかわってほしいか、ということをお願いしているわけですね。

そこで次に、環境基本計画の作成についてですが、今特にどこに重点を置いているか、そしてその中でどのようなことが問題になっているか、ぜひポイントだけお話しください。

○政府委員(森仁美君) 御承知のとおり、ただいま審議会での審議が一つの大きな山場にかかりつつあるという状況でございます。これまでではNGOを含めました関係者の意見をどうもお聞きいたしました。審議を進めてまいっております。本日の審議会の委員会におきまして、大きな骨格のドラフトが提出されて、それに従って本格的な議論が始まった、こういう状況でございます。

現在、審議会では、社会の構成員であるすべての主体を共通の認識のもとにどうやって一つの方向に、あるいは一つの長期的な目標あるいは施策の方向に向かって努力をしていくか、その対応をどうしていくかというところが議論のテーマになっているわけでございます。また個別の細かい議論という状況にはございません。

今お尋ねの部分は、まさに環境基本計画はどうあるべきかというところの大きな枠組みの議論に入っている状況でございます。

○清水澄子君 環境基本法制定のとき、環境アセスメントの法制化も含めて所要の見直しについて検討するということで、総理の答弁という形でこのことが、今後の法制化の準備を期待されているわけですが、それらについて、アセスメントの法制化の検討状況はどうなっていますか。

○政府委員(森仁美君) 環境基本法制定をお願い

いたしました御審議の際に、環境影響評価について所要の調査研究に入ってまいりますということ、実は昨年度に既に予備的な調査を行いました。

これは、調査に相当の期間が必要だと思われる諸外国の環境影響評価制度につきまして、在外公館を通じて情報収集、そしてさらに、フランス、ドイツ、イタリア、中国、韓国といったところへ関係省庁合同の現地の子備調査団を派遣しまして調査を行いました。

本年度からは本格的に調査を始めるわけでございますので、広範に、諸外国等におけるアセス制度の内容でございます。また背景あるいは実施状況、問題点等について調査研究をするともに、我が国内におきます諸問題についても調査研究を行ってまいりたいと思っております。

本件につきましては、予算成立後直ちに着手できるように、今予備的な準備をいろいろ整えていくところでございます。

○清水澄子君 私は法制化について検討状況を伺ったんです。調査は物すごい調査をなさるんですけども、もうそんなのは調査しなくてもわかっていくことですが、ちょっと時間がありませんから次に進みます。

そして、環境基本法の審議の際に、放射能による環境汚染についても、この基本法の理念、及び各事業者、国それぞれの責務を受けた格好で対策を講じてやるということになっております。このような御答弁を環境庁はされているわけですね、そのときの質問に対して、現在作成されている環境基本計画の中にこの放射性廃棄物を含んでいるかどうか、もし含んでいないとすればその理由は何なのか、説明してください。

○政府委員(森仁美君) ただいまお尋ねの環境基本計画の現在の審議状況は、先ほど申し上げましたように、その大枠の議論をしているという状況でございます。

入っております。これから中央環境審議会の計画策定の御審議がどんどん進んでいく中でただいまのお話なども審議の対象になるかと思っております。

○清水澄子君 既に、原子力発電所より大量の放射性廃棄物が現在発生しております。日本の原発でつくられた放射性廃棄物の身体許容負荷量、いわゆる人間の体の健康障害をもうこれ以上だつたら大変だという、そういう量で計算された量が、日本の人口一億人の五億倍という天文学的な数値が計算されております。

このように、非常にこの放射性廃棄物というのは巨大量に達しているわけですから、その扱いはぜひ環境基本計画に私は加えていただきたい。長官、それは約束していただけますか。

○国務大臣(浜田四津敏子君) お尋ねの放射性廃棄物問題というものは現在中央環境審議会において計画策定の御審議をいただいておりますので、その審議をまちたいというふうに考えております。

○清水澄子君 審議をまちたいではなくて、長官自身が、私もそういう方向でいきたいというふうに決意を述べないと、長官としての答弁はそれはいいですね、そういう答弁の仕方は。

ですから、そういうふうに私も努力いたしますとおっしゃってください。

○国務大臣(浜田四津敏子君) ただいまその問題についてこちらから諮問をしている段階ですので、その諮問を受けてやってくださっている審議会の皆様に対して十分な自由な討議をいただきたい、こういうふうに考えております。

○清水澄子君 自由な討論はどうぞ進めていただいて、環境庁の方の姿勢を先ほど伺いましたわけですが、次に、基本法二十二条には「環境の保全上の支障を防止するための経済的措置」というのを規定しておりますが、これには経済的助成措置と経済的負担措置の二つを挙げております。

この基本法が通ってから、経済的な助成措置というのとはどのようなものがあつたのか、それか

ら、経済的負担措置には税や課徴金、デポジット制などが挙げられているわけですが、これらについてどのような具体的な措置を検討されておられるのか、お願いします。

○政府委員(森仁美君) 経済的手法のうちの助成措置につきましては、これまで公害防止用設備に対する税制上の特例措置等がございまして、ただいまお尋ねに即して申し上げますと、環境基本法ができた後にどういふものが新しくできたかというところでございまして、それは特別のものはまだございせん。

それから、経済的手法のうちの経済的負担を課す措置、二十二条二項に相当するものでございまして、これにつきましては、条文にもございまして、調査研究を進めていくということでございまして、これまで各種の研究会におきまして環境税あるいはリサイクルのためのデポジット制度等につきまして今研究を深めつつあるという状況でございまして、これが具体的な措置として定まっているものはまだございせん。

○清水澄子君 国民に新たな経済的な負担をかけるような環境税というのは、私は問題があると思います。ですから、もっとそういう討論をぜひ、どういふふうな原則で議論されているのか、そういうことについてぜひ私たちにもしっかり問題提起をしていただきたいと思います。

次に、地下水汚染についてですけれども、これ先ほど堂本議員からも質問がありましたけれども、総務庁から「水質保全対策に関する行政監察結果に基づく勧告」というのが出されておりますが、この中で地下水汚染の対策の立ちおくれが非常に強く指摘されております。

環境庁は、地下水汚染の原因と汚染規模、それから地下水汚染の特有の性質、これまでに与えられた地下水汚染対策をどのように認識しておられるのでしょうか。

○政府委員(野中和雄君) 地下水の問題でございまして、地下水汚染につきましては、表流水に比べて一般に流動が緩やかであるという

ことで、一たん汚染をされますと影響が長期間にわたる、継続をするというふうなことで、あるいは地下水中の汚染物質の挙動が複雑であるというところで汚染源の特定が困難な場合が多いというふうなことで、また汚染をされますと回復が技術的に困難でございまして、可能な場合に於いても非常に費用がかかるというふうなことがございまして、こういうことがございまして、私も、地下水汚染につきましてはこれを未然に防止することが極めて重要であるというふうな考えをしております。このため、平成元年に水質汚濁防止法の改正を行って、有害物質を含む水の地下浸透の禁止等の措置を講ずることといたしますと同時に、地下水について常時監視を行っていくというふうなことで調査を充実させていく措置をとったわけ

でございます。また同時に、回復対策等につきましても、いろいろな調査等を充実させまして、その回復対策の推進等について都道府県等に指導をし、また基礎的な研究を進めているというふうな状況でござい

ます。○清水澄子君 一九八一年にアメリカで起きた大規模な地下水汚染の事例については、環境庁はどのようにこの問題を認識していらっしゃるのか。

○政府委員(野中和雄君) 私ども承知しているところによりますと、米国におきまして大規模な地下水汚染といたしまして、御指摘のとおり、一九八一年にカリフォルニア州のサンタクララバレー、通称シリコンバレーにおきまして事例がございまして、この半導体工場の地下タンクから大量の溶剤が漏れ出して、水道水源の井戸が1・1・1トリクロロエタンなどによって汚染されていることが判明したわけがございまして、その後の調査でシリコンバレーの中の百か所近い地下水及び土壌の汚染がされているというふうなことが発見されたわけがございまして、

このため、各企業におきましては、井戸による汚染水のくみ上げ、あるいは地下水のモニタリング

グ等々の措置を実施し、また関係州政府等におきましても必要な措置がとられたというふうに承知いたしております。

○清水澄子君 それは経過でして、先ほどは、一たん地下水が汚染されたときは大変それに対しての回復も困難だということ、アメリカの場合でも発がん性の有害物質が非常に大量に地下水を汚染したために非常に健康被害が多かったということ、もう一つ問題で、非常にこれは重要な問題として特にアメリカのケースが世界のモデルになったはずなんです。そういう認識をされているかどうかというのを伺いたかったです。

ところで、日本でも兵庫県とか千葉県でやはり半導体工場から大規模な地下水汚染事故が起きているわけですが、環境庁はこれらの地下水汚染事故についてどのように対応されたんでしょ

うか。○政府委員(野中和雄君) お話のように、日本におきましても千葉県、津市等々におきまして地下水汚染の事例が判明をいたしているわけがござい

ます。こういうことを受けて、私も環境庁といたしましては、まず第一には、平成元年に水質汚濁防止法を改正いたしまして有害物質を含む水の地下浸透の禁止の措置を講じますと同時に、さらに昨年十二月には有害物質につきまして追加をいたしまして規制の強化を図ったというところ

でございます。また、汚染されました地下水の浄化対策でござい

ますけれども、これまでいろいろな予算措置等をもちまして地下水汚染機構の解明あるいは浄化手法等について検討を行ってございまして、さらに平成五年度からはこれらの調査技術あるいは浄化技術の実証試験というのを実施しているわけがございまして、これらに基づきましていろいろ都道府県等に対する指導等も行っているわけがございまして、今後さらにこれらを充実いたしまして、マニュアル等として取りまとめ、地方公共団体に提供するなど、これらの対策の充実を図っていきたいというふうに考えているところ

でございます。

○清水澄子君 聞いたところだけ答えてください。私の方はわかってはいるわけですから、ですから、今そんなに完全にやっているのになんてしてこんな勧告が出るのかというところでお伺いをしてはいるわけが、

今のお話だと全部うまくいっているという話になるんですが、総務庁の勧告の中でも指摘されている点ですね。環境庁は、水質分析結果と井戸の所在地については水質保全局長に地方公共団体から通知させているけれども、汚染範囲の確認状況については通知させていないじゃないかというところも指摘されています。ですから、地下水汚染の面的な広がりの現状を全然把握していないというのが問題、指摘です。ですから、なぜそれが調査されてこなかったのかということですね。

それからさらに、勧告の中では、汚染源の特定状況が把握されていないと。なぜこの汚染源となった工場、そういうものをきちんと把握をして情報公開をしないのか、その点についてどうお考えですか。

○政府委員(野中和雄君) まず第一に、面的な広がりでございまして、私どもの調査によりまして、地下水の常時監視を行っておりますけれども、この中で、都道府県におきましては、地域の全体的な地下水の汚染状況、それから汚染が発見された場合にはその汚染井戸の周辺の井戸の詳細な汚染状況の調査、すなわち汚染の範囲の確認をする調査ということで、ある程度の広がりを持った調査も実施をいたしております。それに加えて、汚染井戸につきましては経年的な状況を調査をするというふうな、三つの柱で調査を行っております。これらに基づきましては各都道府県から環境庁も報告を受けているところでござい

ます。ただ、今回の行政監察で確かに、面的な広がりにつきましてもう少し調査を充実をさせたらどうかというふうな勧告があったわけがございまして、この面的な広がりの調査につきましては技術面あるいは経費の面といったような点で限界もある

わけでございますけれども、こういう勧告がございましたので、環境庁といたしましては、都道府県の協力も得てできる限りそういう把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○清水澄子君 余り抽象的なことは聞きたくないんです、大体問題が指摘されていますから。それについて今後どうするかとか、なぜできなかったかということだけが聞きたかったですね。

結局、そういうのはやはり認識のずれだろうと思いますね。ことし出た環境白書、こんなに分厚いんですけれども、地下水汚染について何ページ書いてありますか。三ページです。たった三ページ。その三ページを読みますと、すべて効果的にやられていますと立派に書いてあるんですよ、たった三ページで。何事もなかったように自画自賛の白書になっているんですよ。それなのに行政監察の方は勧告を出しているんですよ。ですから、今のお答え、まさにこのとおり答えて、私たちは白書だけ読んでいると全く安全なんだなと思っちゃうんですが、本当にこの地下水の汚染というのは、一度汚染するとこれは本当に回復が難しいわけですね。

ですから、私はここで環境庁長官に提案があるんですけれども、大規模な地下水汚染のあった地域については、当該の都道府県知事から環境庁長官に直接報告する、やはりそういう制度をつくったかどうか。この点長官どうお考えになりますか。

○国務大臣(浜田四津敏子君) 大変示唆に富む御助言だと思っておりますので、検討させていただきます。

○清水澄子君 そして、総務庁の勧告では、ちゃんと三つ、地下水の地域的な広がり、汚染源を特定するための調査、浄化対策などについて方針を早急に明確化しなさいということを求めています。すね。ですから、環境庁はこの勧告をきちんと受けとめられると思うんですが、今の説明ではちよっと非常に問題をすりかえていらつしやると思ひますので、この指摘された点をどのように

具体化していくお考えなのか。一言でいいです、お答えください。

○政府委員(野中和雄君) 地下水汚染の問題につきまして、私どもも今までいろいろな調査を実施してきているところでございまして、今回さらにその調査を充実する、あるいは都道府県に対するマニュアルの提示等の指導を強化するといったような勧告がなされているわけでございまして、私どももこの勧告の趣旨に沿いまして、調査の充実、あるいはことしの秋にもできればマニュアルの提示といったようなことも含めまして、対策の充実にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 この地下水汚染の浄化対策を進めるためには非常に多額の費用がかかると思ひます。その場合、費用負担については、汚染者負担の原則を貫く方針なんですか、それともこの費用の一部を国や自治体に負担させていく考えなんですか。

○政府委員(野中和雄君) 地下水汚染の状況の調査につきましてはいろいろな段階があるわけでございまして、地下水質の常時監視につきましては、都道府県知事が測定計画を定めまして都道府県等が実施をしております。これに対して国は、地方公共団体の行う測定の費用等について補助を行っているわけでございます。

それからさらに、その次の段階で、汚染された井戸が発見された場合に汚染の広がり等を把握するための調査でございますが、これも都道府県等が周辺井戸の調査等を行っております。こうした調査につきましては測定計画に組み込まれましたものについては国が補助をしているという状況でございます。

さらに先に進みまして、汚染源がどこだ、どここの井戸だというふうに特定をいたしますための調査でございますけれども、こうなりますとボーリング調査等が必要でございます。こういうケースでは、汚染原因が特定されているケースで

はその原因者が負担をしているケースがあるわけでございますけれども、原因者に資力がなない場合など、あるいは原因者が不明であるといったような場合には、都道府県等が実施をしているというような状況でございます。

都道府県等の調査につきましては、冒頭も申し上げましたように補助制度もございまして、これらを活用して調査の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○清水澄子君 では次に、モニタリール議定書改定に伴うオゾン層保護の国内措置についてお尋ねいたします。

御承知のように、太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層は、地球上に生存するすべての生物の生命にとってかけがえのないものでありますけれども、昨年、そのオゾン層の破壊が予測したよりも非常に急速に深化しているとアメリカのエネルギー省が報告をしておるわけです。また、これもまた世界で生産された特定フロンは二千七百万トンと言われておりますが、このうち成層圏に到達したのは一割程度と見られております。ですから、オゾン層の破壊はこれから本番になってくるわけです。

オゾン層の破壊を防止するためのモニタリール議定書も、一九八七年には、今世紀中に特定フロンを五〇％削減すると締結をいたしましたけれども、これではとても遅いということで、今国会でこの間批准をされたわけですが、九五年度までに全廃するという、そういう議定書が批准されてきております。その議定書の改定に伴って、国内措置が余り本当の意味でオゾン層保護につながっていないと思ひますが、例えば六月五日は世界環境デーでありました。この日、埼玉県荒川河川敷を清掃したとき、不法に投棄された自動車六十八台、そして家電製品など約七百六十トン回収したというふうに報道されました。

この中には、特定フロンを使つたクーラーや冷蔵庫が含まれております。こうした製品の特定フロンは回収されずに大気に放出されているのが現状で

す。

ですから、自治体ではこのような事態を放置できないということで、特定フロンの回収、再生に東京都なども緊急避難的な措置として回収に乗り出しているわけです。廃棄された冷蔵庫からの特定フロンの回収、再生、自治体の方が先行しているわけですが、環境庁は、オゾン層の保護のための施策として、今後この問題にどのような方法をとられるのか。そして、どういう責任主体で行おうとしていらつしやるのか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松田明君) お答えいたします。先生御指摘のように、オゾン層の保護のためにその破壊物質であるフロンをどうするかという問題は非常に重要でございます。既に使われているものをどうするか。これは国際的にも重要だということ、御承知のように我が国では自治体がもう独自にいろいろな動きを開始しております。

そういうことを踏まえまして、環境庁としましては、平成五年度からオゾン層保護対策地域実践モデル事業という事業をスタートさせました。これは、実際にそういう熱心な自治体に参加していただきまして、そしていろいろな事例研究を含めて一つの社会的なシステムを構築しようという試みでございます。今年度も引き続きそのモデル事業をやります。その事業結果を踏まえまして一つのフロンの回収の社会システムを構築したい。

その中におきまして、先生御指摘の責任主体というものにつきましても、私どもはフロンメーカーあるいは家電メーカーあるいは家電の販売店、場合によっては消費者あるいは廃棄物処理事業を行う市町村長、この辺の役割分担をどうするかというのを合意をもつて明らかにしていきたいと考えております。

あわせて、この対策は各省庁に非常に関係がありますから、ことしの四月でございますが、関係省庁から成るオゾン層保護対策推進会議というものを環境庁が呼びかけましてつくりまして、オブ

ザーバーを入れますと二十一の省庁が参画いたしました。地域での実践モデル事業と並行しながらあるべき姿を検討したいと思っております。

○清水澄子君　そういう御努力にあわせて、やはり最近改正されたアメリカの大気浄化法では、特定フロンを故意に放出することを禁止した法律をつくっていますね。そして、違反した場合は罰金二万五千ドルを払わせる、そういうふうな法で特定フロンの回収を義務づけておるわけです。

しかし、日本のオゾン層保護法は回収を義務づけていないわけですね。このモントリオール議定書そのものがフロンの生産の削減なんですけれども、既に国内には五万台家庭用冷蔵庫があり、六千万台のルームエアコンがもう既に消費されている。これらが随時放棄されていく、廃棄されていく。このときに放出されるフロンというのは膨大な量になると思うのです。ですから、やはりこの特定フロンの生産が全廃される一九九六年に合わせて特定フロンの回収とか再生を義務づけるような法改正が必要だと思えますけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○政府委員(松田朗君)　先ほど御説明させていただきましたように、今実施しておりますモデル事業の中におきまして役割分担を考えていくわけがございます。その中で義務的な役割をどこが負うかという議論も当然出てくるわけでございまして、そういう中で今の先生の御指摘にこたえるようなものを構築していきたいと思っております。御指摘の、アメリカ初め幾つかの国で回収義務を課しているところがあるのは承知しておりますが、それぞれの国の実態は、何といいたしようか、その義務づける相手はいろいろ違っております。それぞれ各国各様でございます。我が国は我が国独自の方法をやはり構築していきたいと考えております。

○清水澄子君　ところで、特定フロンの回収が自治体で行われていても、最終的に処分するそういう方法がまだございませぬ。過去にPCBの回

収を行いましたけれども、やはり適切な処理技術がないということで今日まで回収されたPCBはそのまま保管が続けられているわけですね。ですから、特定フロンも安全に破壊する技術というのが開発されるまでこの回収した特定フロンを保管しておくのですか。

それから、今日の特定フロンを安全に破壊するための技術の開発はどのような状況にあるのか、お伺いします。

○政府委員(松田朗君)　これまた先生御指摘のよう、既に自治体独自の技術あるいは自主的にフロンの回収をやっている中で、その回収したフロンをどうするかという問題でございます。

回収したフロンの中でも、例えばクーラーだとかカーブレーターに使われているようなものは、これはそれぞれの業者のサイドで再利用ということで使われておるわけでございますが、冷蔵庫の場合には非常に再利用しにくいものでございます。したがって、現在のところはその自治体の自治体で保管しているというのが実態でございます。しかし、これはたまたまていくばかりでございますから、早急に破壊技術が必要であらう。

現在、モントリオールの議定国会合の中でも既に既存の破壊技術として六つの技術が提示されておるわけでございます。これは原則として燃やすという方法をとっておるわけでございますが、これにつきましまして、そういう技術があるということとは認めておりますけれども、実際に燃やしますと、強い酸が出てくるとか、場合によってはその燃焼温度によってはダイオキシン等の有毒な物質が発生する懸念があるとか、そういうのがござい

ます。そういう評価がまだ世界的になされておらんので、環境庁としましては、平成六年度予算の中でそういう技術評価をする予算をいただきました。評価しよう。同時に、国内におきましても通産省の研究所なんか主になりまして、プラズマ分解法という、これは物質を反応させてやる方法でございまして、非常に高温で分解するわけでござい

ます。こういうものについても今着々と開発が進んでおりますし、また国内で新たな開発技術を進めておるといってございまして、いましばらく、その評価が定まるまでは、あるいは既存の技術を使う場合にどういう条件で燃やすかどうか、こういう指針を私どもが出すまでは自治体の方ではためていただくというふうに考えておるわけでございます。

○清水澄子君　今回のモントリオール議定書の改定で代替フロン、代替ハロン、そして臭化メチル、これの規制が非常に早まりました。オゾン層の急速な破壊の現状からヨーロッパやアメリカでは非常に危機感を強めているわけですが、ドイツではこれらのほとんどを二〇〇〇年までに全廃するということを決めております。日本の代替フロンの生産量は世界第二位であるわけですから、やはり地球環境の保護に対する日本の責任は非常に重いと私は思うわけです。それだけにやはり日本は一層の努力が必要だと思ふんです。

そこで、日本は各国に先立ってモントリオール議定書に定められた年月よりもっと前倒しに規制の実施を検討するということはできないのか、その点はいかがですか。

○政府委員(松田朗君)　今、御指摘のHCFC等の規制物質についてでございますが、これは御指摘のように昨年削減のスケジュールが決まりましたわけでございますが、ほかの物質と違っていて全廃の目標年次が相当先でございます。段階的に減らしていくことになっておるわけでございます。我が国といたしましては、やはり国際的な取り決め、これに従ってまず規制措置を的確に実施していくというスタンスでございます。

しかし、同じくこのモントリオール議定書第四回の締約国会合におきましては、そうはいって、その全廃が来る時期までの間であっても、HCFCの使用に当たっては、より環境に適切な他の代替物質または代替技術が利用できればそれを大いに利用しろ、こういうことでございまして、その間ふんだんに使えということではござい

ません。

私もといたしましては、HCFCについても、規制措置がとられていない間にありましても必要最小限の量にとどめるようにいろいろ策を考えていきたいと思っております。

○清水澄子君　今回のモントリオール議定書の改定では臭化メチルが新たな規制物質として指定されたわけですね。臭化メチルについては、一九九三年十一月にバンコクで開かれたモントリオール議定書第五回の締約国会合で、二〇〇〇年までに二五%以上削減し、技術的に可能な限りできる限り全廃するという臭化メチルに関する宣言というのが出されていたわけです。

しかし、この宣言に日本はなぜか参加しなかったわけですね。この宣言にはアメリカ、イギリス、ドイツなど十五カ国が参加をしておりますけれども、なぜ参加しなかったのか。さらに、この臭化メチル宣言の存在を環境庁は公表してきませんでした。それはなぜなのかお答えいただきたいと思ふます。

○政府委員(松田朗君)　今先生御指摘の、アメリカとかそういった幾つかの国が共同いたしました。モントリオール議定書第五回の締約国会合のときにそのような宣言といえますか決意を表明したというところは承知しております。

臭化メチルにつきましては、一九九二年の締約国会合におきまして、一九九五年以降検査及び出荷前処理を除きまして生産量及び消費量を一九九一年レベルで凍結するという規制措置が既にとられておりました。またあわせて、大気中の臭化メチルの量あるいは人工由来の放出量の割合、あるいは臭化メチルそのものがオゾン層を破壊する強度、オゾン層を破壊する破壊の強度というのは他の物質に比較しますと臭化メチルは弱いということもございまして、こういういろいろなファクターがございまして、そういうことを総合的に検討しようということではございまして、一九九五年の締約国会合でいろいろそれについて検討されることになっております。したがって、私どもは

その検討結果を待つて対応したいと考えていたわけでございます。

あわせて、そこでの宣言についてでございますが、環境庁といたしましては、締約国の会合の結果は主要な決定事項につきましてはプレスを通じて積極的に公表してきておるわけでございます。御指摘の宣言というのは、その締約国会合での決定事項ではなくて、締約国会合が終了後に今御指摘の幾つかの国で決意を表明したということで、プレスを通じて特に公表しなかったわけでございます。特段の他意はないわけでございます。もちろん、これについてはいろいろ御照会があったときには内容については御報告をしております。

○清水澄子君 私、質問より長い言いわけばかりされて、私も時間がなくて、そんな言いわけじゃなくて、やはり本当にオゾン層の破壊を、その発生を予防しなきゃいけないという、そういう環境庁としての基本姿勢があるならば、そういう問題を、できるだけ国際的な動きは国民に情報を積極的に提供していく、公開していくというのが基本姿勢じゃないかという意味で私は何っているわけですね。いつでもこういう国際会議については、非常に政府はどの分野でも私たち国民に対して知らせまいとする傾向が強いんです。

そういう中で、アメリカでは、臭化メチルに関する宣言は前倒しをして二〇〇〇年に全廃するという提案を出しているわけですね。一方、日本の農水省は、ニュージーランドとアメリカから新たにこの臭化メチルで蒸着したリンゴの輸入を最近認めました。そして、オゾン層の保護のために臭化メチルの全廃が世界的な趨勢になっているときに、新たに臭化メチルの用途の拡大を認めているという非常に甚だしい逆行といえますか、そういうことが行われているわけですね。

環境庁としては、こういう新たな臭化メチルの用途の拡大についてどういう見解をお持ちなのか。私の時間があるあと一分しかりませんので、一言それにお答えください。

そしてもう一つ続けて、日本は、議定書にエッセンシャルユースとしてどうしても不可欠なフロンを使わなきゃいけないんだというものと、スーパーストリーケースでの補充用の特定フロン八十トンに申請しているわけですが、これは医療用のどうしても必要なものというのとはそういうふうなエッセンシャルユースとして申請されるんですが、なぜ営業用のこういうものを申請されているのか。そういうことが納得できませんので、そのことをお答えいただき、最後に、環境庁長官は、私がきょう質問したことについて、どういう責任を持って今後執行されるかということをお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(松田朗君) 臭化メチルにつきましては、一九九二年十一月のモントリオール議定書第四回締約国会合で新たに規制物質に加えました。そのときの結果は、一九九五年以降一九九一年レベルに凍結するという事になったわけでございます。ただし、検疫用につきましては、臭化メチルの代替物質がない、または代替物質のめどがついていないということで、検疫用のものは対象外とされたところでございます。したがって、輸入リンゴの検疫のために臭化メチルを使用することはモントリオール議定書には抵触しないわけで、最小限度の範囲で使用することはやむを得ないというふうな考えでいるわけでございます。

それからもう一つの、エッセンシャルユースについての御指摘でございます。これについては、本年の秋に開催されますモントリオール議定書第六回の会合におきまして一九九六年分について具体的な用途が検討されることになっております。したがって、関係国は、一九九六年分としてどういうものをエッセンシャルユースとするか、それぞれ意見を出すことになっております。その中で日本はどういう対応かと申しますと……

○委員長(竹村泰子君) 時間が来ておりますので、短くお答えください。

○政府委員(松田朗君) 一九九六年分のエッセン

シャルユースとしては申請をしております。○国務大臣(浜田敏子君) 私は、自身の使命あるいは責任につきましては、可能な限り最大限その義務、使命を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○有働正治君 私は、長官の所信に関連いたしまして、基本スタンスについてまずお尋ねします。公害環境問題を考える場合、私は、何といましても今現に起きている公害環境問題、未解決の問題を真つ先に解決していく、いわば足元の具体的な問題の解決に政府は政府としてイニシアチブを発揮していくことが大事だというふうに考えるわけですが、長官、この点どうなのか。

そしてもう一点、公害環境問題の現状につきまして、細川前総理は、今や環境の問題は解決したと言わんばかりの態度を国連の演説で述べられました。私は決してそうでないと考えるわけでありまして、現実というのは公害環境問題が依然として深刻でありまして、地方公共団体への苦情も近年増加しているということ自体もその一つの証明であろうと考えるわけでありまして、大気、土壌、地下水等々、本委員会でも取り上げた問題は多々あるわけでありまして、こうした現状認識を基本的にはどうお考えなのか、まずお伺いします。

○国務大臣(浜田敏子君) かつて高度経済成長の時代に大変厳しい公害が発生してしまつた、これは事実でございます。そして、こうした公害問題につきましては、その後さまざまな立場の方が真剣に継続的に取り組んだことによりまして、今おっしゃったようにまだ解決までには至ってはおりませんけれども、軽減されてきているというふうに認識しております。

ただ、こうしたかつての産業公害型の公害問題にかわつて、近時は、広範な経済社会活動また私たち国民一人一人の生活に起因する新たな大気汚染あるいは水質汚濁あるいは土壌汚染、こうした多岐多様な、また複雑な環境問題が広がってきている、これも事実でございます。こうした環境汚染につきましてはさまざまな取り組みがなさ

れてきているものの、改善しているものもあり、あるいは悪化の傾向をたどっているものもあり、さまざまなというふうな思っております。これにつきましては、その原因もまたその結果も空間的また時間的な広がりがありまして、その解決がそれほど簡単ではないということも痛切に感じておりますが、さまざまな方々と力を合わせながら解決に向かって努力してまいりたいというふうに考えております。

○有働正治君 足元の具体的な問題を解決するために積極的に対応することはいかがですか。

○国務大臣(浜田敏子君) 基本的にそのように考えております。

○有働正治君 そこで、私は具体的問題の一つとしてPCBの問題についてお尋ねします。PCBは二十七年前の一九六六年にカネミ油症事件として一万四千人の被害者を出した原因物質であります。現在PCB廃棄物は廃棄物処理法で特別管理廃棄物に指定されて保管が義務づけられているところでありまして、

そこで、厚生省にお尋ねします。九二年に行い、一昨年ですか発表されましたPCB廃棄物保管状況調査結果、これによりまして、一つは、トランス、コンデンサーのPCB使用機器で四千七十六保管事業所で六千四百七十四台が不明または紛失、二つ目に、PCB入り廃感圧複写紙の不明、紛失量が約三十四トンなどとなっているようでありまして、

保管が義務づけられている廃PCB及びPCBを含む廃油及びその他のPCB廃棄物の保管は、全国的にどうなっているのか。そして調査に回答しなかった事業者に対しての再調査はどのようになっているのか。不明または紛失の回答をした事業者にはどういう手だてをとっておられるのか。私は速やかに漏れなく再調査し、またそれに基づく責任ある保管等対応が求められていると考えるわけでありまして、答弁願います。

○説明員(飯島孝君) 厚生省が平成四年度に都道府県の協力を得まして実施いたしましたPCB廃

棄物の保管状況調査結果につきまして御説明いたします。

○有働正治君 結論でいいですから、簡潔に。

○説明員(飯島孝君) PCB使用の高圧トランス、コンデンサーの保管状況は先生御指摘のとおりでございます。七％が不明、紛失。またPCB入りのノーカーボン紙につきましては四％、三十四トンでございます。これが不明、紛失ということでございます。それ以外にも液状のPCBなどの廃棄物が相当量保管されていたという状況でございます。

それで、先生の御質問の不明、紛失した事業所でございますけれども、昨年九月にこの調査結果を公表した際に、同時に各都道府県に對しまして、保管の徹底を指導するとともに未回答の事業所及び不明、紛失の具体的内容が明らかでない事業所に対してさらに追跡して調査するよう指示いたしました。これを受けまして、各都道府県は、未回答の事業所について回答を督促するとともに実地調査を行ったりいたしました。実態把握に努めているところでございます。また、不明、紛失となっているPCB廃棄物のある事業所につきましましては、その紛失の細かい理由、あるいはその後の所在についての追跡調査も行っております。

この調査の結果につきましては現在厚生省において最終的な取りまとめをしております。ところでございまして、この結果も踏まえまして、今後ともPCB廃棄物が適正に保管されるよう都道府県を通じて指導を徹底してまいりたいと考えております。

○有働正治君 厳重な対応を求めます。しかも速やかな対応を求めます。

いま一つですけれども、人の健康、環境にとって問題がありますPCBなど有害化学物質が生物をどの程度汚染しているかについての環境庁まためによる生物モニタリング調査結果があります。PCB類は、一九七二年以降使用が禁止されているにもかかわらず、北海道の根室沖、東京湾、大阪湾、琵琶湖など十三水域で魚介類のスズキなど

から検出されていると承知していますが、その点どういう実態か、簡潔にお述べいただきたい。

○政府委員(野村勝君) 環境庁におきましては、一般環境中における化学物質の残留状況を毎年調査いたしております。中央環境審議会環境保健部会化学物質専門委員会の審議を経た上で公表をいたしております。

この中で、PCBにつきましては、魚類、貝類、鳥類につきまして御指摘がございましたモニタリング調査を昭和五十三年から実施しております。現在なお一部の生物から検出されているところがございます。その濃度につきましては、地域、生物の種類によって異なりますけれども、おおむね横ばいで推移しております。

○有働正治君 答弁は求めた点について、前書きは要りませんので、簡潔によりしくお願いいたします。

この生物のモニタリングで、琵琶湖のウグイにPCB類が検出されています。そのPCBや発がん性物質のトリクロロエチレンやテトラクロロエチレン入りの廃油ドラム缶千五百本余りが、琵琶湖に近い滋賀県能登川町南須田の工場跡地に野ざらしで放置されている問題があります。私も現場を見て現地の要望等もお聞きしましたが、また写真にも撮ってまいりましたが、非常にひどい状況です。かなりドラム缶が腐食しています。ふたがとれているものもあります。中には廃油が漏れて地面に流れ出ているところも多々あるわけでありまして、私も異常なおきに気分が悪くなるという状況でありました。

そこで、まず警察庁にお尋ねします。

滋賀県警は、先月十六日から無許可収集、運搬などの産業廃棄物処理法違反容疑で捜査を開始され、有害物のドラム缶の流入経路などに沿って捜査を行っているという聞いています。

一つは、捜査はどういう地域、何都道府県とかそういう地域で何方所行われたのか。その中で首都圏ではどういう県が含まれているのか。また、その中に石川県志賀町、三重県四日市市は含まれ

ているのか。その石川県、三重県の場合、ドラム缶が、おおよそで結構ですから、どれぐらいあったのか。きょうまでの捜査状況を可能な限り御説明いただければと思います。

○説明員(瀬川勝久君) お答えいたします。

滋賀県警察におきましては、今お尋ねの事件でございまして、株式会社二十一世紀開発、この犯行当時の代表取締役が滋賀県知事の許可を受けないで平成四年一月ごろから五年四月ごろまでの間、滋賀県神崎郡における輸送所に産業廃棄物と見られる廃油入りのドラム缶約一千五百本を収集、運搬したという廃棄物処理法違反事件を捜査しております。これまで十五都府県で四十五カ所の捜査を実施しております。

首都圏につきましては、東京、埼玉などを含む一都四県で捜査を行っているところでございます。現在まさに捜査中の事件でございまして、具体的な場所、物件等につきましては答弁を差し控えていただくことを御了解願いたいと思っております。

○有働正治君 石川県志賀町、三重県四日市市、これは当然含まれていると思いますが、そこだけお願いします。

○説明員(瀬川勝久君) お尋ねの件につきまして、現在まだ捜査中のことでございまして、現時点では答弁を差し控えていただきたいと思います。

○有働正治君 明確に含まれているはずであります。そこにもドラム缶等が置かれている状況も聞いているわけで、厳正な対応を求めるわけであります。

そこで進めますけれども、報道、それから私どもに対する情報等によりまして、埼玉県川越市のトクスイと称する会社が複数の関東地区などの企業から発生した各種廃油を収集し、数社を経由するなどしてこの会社の同系列会社であります石川県志賀町のコスモ化成や三重県四日市市の成豊、滋賀県能登川町の保管行為者の先ほども御答弁あ

りました二十一世紀開発に搬出入。この間の一連の搬出入ルートで約一万五千本のドラム缶が動いたとも指摘されているわけであります。複数の関係者の話によりまして、トクスイなどはドラム缶一本当たり数万円で引き取って数カ所に搬入して放置していたということが指摘されています。トクスイと同系列会社三社は一昨年秋季に集中して倒産して、計画倒産の可能性も疑われているわけでありました。

そこでお尋ねするわけであります。今私が挙げた会社がかかわっているというふうに私は考えます。同時にそのほか、この三社の親玉的な人物の企業であります共新、名古屋市です。あるいは埼玉・川越市の北総技研、金沢市の日新製販、東京港区の関東精油、大阪市の日本コニカ、名古屋市の富士商行等が含まれているようでありまして、けれども、今挙げたものが皆さん方の調査なり捜査なりの中に含まれているのではないかと。その点だけお述べいただきたい。

○説明員(瀬川勝久君) 滋賀県警察におきましては、先ほど御答弁申し上げましたように現在までのこの廃棄物処理法違反事件で十五都府県四十五カ所の捜査という大規模な捜査を実施しているとございまして、繰り返して恐縮でございますが、現在なおこれは捜査中の事件でございまして、現時点での答弁は控えない、こう思っております。

○有働正治君 全然含まれていないということもあり得ますか。幾つかは含まれているぐらいは明確に述べていただきたい。

○説明員(瀬川勝久君) 含まれているか含まれていないか、その双方につきましまして答弁を控えさせていただきますと存じます。

○有働正治君 これらを含めてきつちり対応していただきたというのを強く要望しておきます。同時に、委員会での質問に對して捜査中だけということ御答弁されないというのも遺憾の意を表しておきます。

そこで次に進めますけれども、一連の動きの中

で廃油処理プラントの売買、そして廃油処理をしようとしたけれども、PCBや塩素系の物質が混入してプラント処理ができず放置するに至った、こういう状況があるわけであります。結局引き取り手のないPCB入り廃油をめぐり廃油収集業者にもうけ話を持ちかけるブローカーの暗躍、裏ビジネスが行われて、これらが環境汚染に至っているという状況であります。

そこで、警察としまして、再発防止の上からも、計画倒産や詐欺という可能性もあり得るとの指摘もあるわけで、捜査を徹底してしかも責任ある対処を求めたいと思うわけでありますが、いかがでありますでしょうか。

○説明員(瀬川勝久君) 具体的な会社名等々につきましては控えさせていただきますと思いますけれども、いずれにせよ、今回滋賀県警察において捜査中の事件は、大規模かつ広域的なものであるということから、滋賀県警察におきましてこの事案の重大性を強く認識いたしまして、所要の捜査体制をもちまして厳正に捜査をしているものと承知をしております。

○有働正治君 必要に応じて中間報告また結果報告を求めますので、その点は厳によろしくお願いしたいというふうに思います。警察庁の方、以上で結構でございます。

次に、厚生省、環境庁の方に話を進めます。能登川町のこのドラム缶放置が問題となる点であります。当該の町当局等からも要望を直接私もお伺いいたしました。ここは安土山の裏手とも言える近隣で、古い歴史とこういう近代的な環境公害がコントラストに存在するという形になっているわけであります。町当局も県知事あての要望書を提出するなど、必死で解決を求めているところであります。

一つは、放置状況を私も見ましたけれども、ふたがない、あるいは腐食している、そして廃油が流出しているところもあるし、おそれもあるという状況であります。それから、このドラム缶が放置されているところは非常に土地が低いところであ

あります。通常の降雨でも浸水する状況にありまして。梅雨を前にして、多量の雨で廃油が場外に流出するおそれ、このことを住民の方々が非常に心配されておられます。すぐ横を小さな河川が流れ、これが目の前の琵琶湖につながっているところであります。ここは近江米の産地でありまして、露地野菜、それから魚介類製品等々、非常にイメージダウンを含めまして心配し、早急な対策が強く求められているところであります。

そこでお尋ねするわけであります。特に千五百本余のドラム缶の検査、これを全数実施し、PCBや塩素系有害物質の確認を行って適正処理を徹底すべきだと思われたいわけでありまして、そうなるのかどうか。なっていないければ責任ある対応を指導していただきたいということでありまして、厚生省なり環境庁なり、緊急な対策と指導を求めるわけでありまして。

○説明員(飯島孝君) 御説明いたします。御指摘の能登川町の事件でございますが、去る五月十三日、滋賀県知事が、ドラム缶を放置していた業者に対して、これらのドラム缶の廃油を適正に保管あるいは適正に処理するよう廃棄物処理法に基づきまして措置命令を発したところでございます。

ドラム缶の内容物の処理につきましては、先生御指摘のように、その性状に応じた適切な方法が行われなければならないと考えておりますが、適正な処理方法を判断するために必要な範囲で成分分析を行っていく必要がございます。廃棄物の性状の確認は本来業者が責任を持って行うべきものでございますが、滋賀県では、県当局及び県警察においてもサンプル調査を実施しております。その分析結果をまっとう今後の適正処理方法について指導していく、かように聞いております。

厚生省といたしましても、これらの分析の結果も踏まえて廃油が適正に処理されるよう県を指導していきたく存じます。

○有働正治君 環境庁、一言あれば。

○政府委員(野中和雄君) 本件につきましては、

ただいま厚生省から御説明がございましたように、所管の厚生省の指導のもとに滋賀県におきまして廃棄物処理法に基づき措置がとられているところでございます。

環境庁といたしましても、環境保全の見地から厚生省及び滋賀県と密接な連携をとりながら、適切な措置が確保されるように努めてまいりたいと存じております。

○有働正治君 この有害物質入りの廃油ドラム缶の排出元からの収集業者が倒産状況にある場合、排出源にさかのぼってその適正保管、処理の責任を問うことになるわけでありまして、非常にそこが問題になるところであります。町当局も一刻も早い、とりわけ梅雨どきに先立って責任ある対応というのを求めているわけでありまして。

先ほども、警察の捜査がかなり大がかりで、一日日数かかるということが予想されるわけでありまして、そういう点からいいますれば、地元としても、必要であれば県の代執行等を含めて、警察の捜査待ちにならないで対応していただきたいという要望が出されているわけですね。これらを含めて責任ある指導をお願いしたいということでありまして、厚生省いかがですか。

○説明員(飯島孝君) ドラム缶が放置されております周辺で現在滋賀県が環境モニタリングを行っております。その結果、有害物質などは検出されておられません。現在のところ、生活環境保全上の支障が生じていないと考えております。また、ドラム缶の廃油につきましては、先ほど申し上げましたように、廃棄物処理法に基づいて県知事が業者に対して措置命令をかけております。業者は県の指導に従って、現在ドラム缶を屋内へ移動したり、あるいはシートで覆うなどの措置を行っているところと聞いております。

現状では、業者により措置命令の内容が確実に履行されるということが最も重要であると考えておりますので、厚生省としても、生活環境保全上の支障が生じないように、引き続き県を通じて指導してまいりたいと思います。

○有働正治君 このPCB保管問題に関連いたしまして、滋賀県草津市の市立小学校の三校で、照明器具に使われていたPCB入りのコンデンサーをドラム缶に詰め込んで校内に保管したままになっているという状況があります。

そのうちの一つの学校では、一本のドラム缶に蛍光灯百六十八本分のコンデンサーが詰め込まれています。ドラム缶にはPCB汚染物の表示、上ぶたにかぎがかけられ、倉庫などに保管されています。しかし、当該校長の一人は、何があっても絶対安全かと言われれば、そうとは言いい切れないと非常に心配をしております。草津市の教育委員会と話聞きますと、学校での保管は好ましいとは思っていないが、処分方法がなくて仕方がない、今後対応を考えていきたいということでも苦慮しているところでありまして。

そこで、厚生省、こういう学校での保管の問題につきまして具体的な指導基準を作成する方針と聞いていますが、その見直し、特にこういう学校での保管状況を点検し、全国的にもやはり実態調査等を行い、しかるべく責任ある対策が求められているというふうな考えをわけでありまして、いかがでありますでしょうか。

○説明員(飯島孝君) 御指摘のPCB入りのコンデンサー、これは特別管理産業廃棄物になります。が、この特別管理産業廃棄物の保管につきましては、廃棄物処理法に基づきまして技術上の基準が定められております。すなわち、事業者は囲いと表示のある保管施設をもって、その廃棄物が飛散、流出あるいは地下浸透、あるいは悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、さらには、PCB廃棄物の場合には腐食防止のために必要な措置を講じなければならぬという基準がございます。都道府県は学校を含めてPCBのあらゆる保管事業場に対してこうした基準に適合した適正な保管が行われるよう指導、監督を行っているところでございます。

厚生省におきましては、PCB廃棄物の保管が非常に長期間にわたっているということから、そ

の適正な保管を徹底するため、先生御指摘ございましたように、法令の保管基準をより一層具体化したガイドラインを現在作成中でございまして、これをもとに都道府県を通じて学校を含め各事業者に対する一層の指導を図ってまいりたいと存じます。

○有働正治君 この問題で指摘せざるを得ない点は、廃棄物となったPCBやPCB入り廃油の処理について適切な対策がなされていないということにあることとあります。技術的には可能ならばであります。しかし、完全な処理に向けて早急に責任ある対応が求められているにもかかわらず、まだその点で対応できていないというふうには私は承知するわけであります。そうでないといふ今回のような事件がイタチごっことして繰り返されかねないわけでありまして、そこで、その点で責任ある対応を求めます。

同時に、最後に、長官に今申しました滋賀県の具体的な事例及び全国的なPCBの処理に向けての責任ある対応、これを求めたいと思うわけであります。

○説明員(飯島孝君) PCB廃棄物の処理施設の設置につきましては、従来から、通産省所管の電気絶縁物処理協会など事業者におきまして努力がなされてきておりますが、残念ながら現在のところ設置を見るに至っておりません。

厚生省としては、PCB廃棄物の問題の抜本的解決のためには、できるだけ早期に安全かつ適切な方法で処理することが最も重要と考えておりまして、関係省庁とも協力いたしまして、厚生省として率先してPCB廃棄物の処理体制の整備に努力してまいりたいと思っております。

○国務大臣(浜田敏子君) PCB問題につきましては、ただいまお話を伺いましたように環境汚染防止の観点から極めて重要な行政課題であるというふうに認識しております。環境庁といたしましては、PCBの環境汚染状況の把握、監視、また、より安全な処理技術の確立のための知見の集積に努めるとともに、関係省庁と緊密に連携をと

りながら安全なPCB処理を実現するように努力してまいりたいと考えております。

○有働正治君 滋賀県の場合について、長官としても最後まで解決のために責任をとっていただきたいということ、それについての答えを明確にしたいでございます。

○国務大臣(浜田敏子君) そのように努力させていただきますが、承っております。

○有働正治君 終わります。

○委員長(竹村泰子君) 本件に対する質疑は以上で終了いたします。

○委員長(竹村泰子君) 次に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。浜田環境庁長官。

○国務大臣(浜田敏子君) ただいま議題となりました絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

野生動植物は、人間の生存基盤である生態系を構成する基本的な要素であるとともに、人間生活にさまざまな恵みをもたらすものであり、絶滅のおそれのある種の保存は喫緊の課題であります。

このため、政府においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、国内に生息する国内希少野生動植物種について、捕獲及び譲り渡し等を規制するとともに、生息地の保護等を図り、また、国際的に協力して保護を図るべき国際希少野生動植物種について、輸出入及び譲り渡し等を規制してきたところであります。

現行法による譲り渡し等の規制の対象は、希少野生動植物種の生きている個体及び個体全体の標本または剥製でありましたが、これらの種を取り巻く状況にかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引の適正化を図り、これらの種の保存に万全を期するためには、個体の一部分やそ

れらの加工品にまで規制の対象を拡大することが課題であります。なお、この旨は、現行法の御審議の際にも、検討すべきとの附帯決議をいただいたところであります。

本法は、こうした状況を踏まえ、希少野生動植物種の個体の特定の器官及びその加工品の流通を適正化するための所要の規定を整備し、これらの種の保存の一層の推進を図ろうとするものであります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、絶滅のおそれのある野生動植物の譲り渡し等に係る規制の対象を、希少野生動植物種の個体に加えその器官及びこれらの加工品に拡大いたします。これに伴い、現行法における個体の所有者の義務、譲り渡し等の禁止、輸出入の禁止、陳列の禁止等の規定を、希少野生動植物種の器官及び加工品に対しても適用することといたします。

第二に、これらの器官及び加工品のうち、人工繁殖させたもの等適法に入手されたものについては、個体の場合と同様、登録を受けて譲り渡し等ができることとし、本邦内で原材料として使用されているものについては、一括して事前登録の手続によることができることといたします。

第三に、原材料として使用されている器官等については、その譲り渡し等を伴う業務を行う事業者に対して、届け出及び記帳を義務づけることとすに、事業者がこれを分割した場合には、管理票を付して譲り渡し等を行うことができることといたします。

第四に、このような適正な経路を経て製造された製品については、適正に入手された原材料に係るものである旨の認定を行うとともに、これを証する標章を発行する制度を設けることといたします。

なお、この法律案につきましては、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹村泰子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十一分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「個体の取扱い」を「個体等の取扱い」に、「個体の所有者」を「個体等の所有者」に、「譲渡し等」を「及び個体等の譲渡し等」に、「個体の登録を」を「個体等の登録等」に、「第四節 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制(第三十条―第三十三条)」を「第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制(第三十条―第三十三条)」に、「第二款 特定国際種事業の規制(第三十二条の二)」を「適正に入手された原材料に係る製品である旨(第三十三条の五)」に、「第三十三条の五」の認定等(第三十三条の六―第三十三条の十四)に改める。

第三十三条の五 特定国内種事業及び特定国際種事業の認定等(第三十三条の六―第三十三条の十四)に改める。

第六条第二項第三号中「並びに個体、卵及び種子の加工品で、政令で定めるもの(第三十条第二項において「加工品等」という)を含む」を「であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。」及びその器官譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があるかつ、種を容易に識別することができないものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。」並びにこれらの加工品(種を容易に識別することができないものであつて政令で定めるものに限る)に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「個体を「個体等」に改める。

第七条の見出し中「個体」を「個体等」に改め、同条中「希少野生動植物種の個体」の下に「若しくはその器官又はこれらの加工品以下「個体等」と総称する。」を加え、「その個体」を「その個体等」に改める。

第八条中「個体」を「個体等」に改める。

第二章第二節の節名中「譲渡し等」を「及び個体等の譲渡し等」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分及び第二号中「個体」を「個体等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「個体」を「個体等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「個体」を「個体等」又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「個体」の下に「若しくはその個体の器官又はこれらの加工品」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当する

もの(以下「特定器官等」という)の譲渡し等をする場合

第十二条第二項中「前項第五号又は第六号」を「前項第六号又は第七号」に改める。

第十三条第一項中「個体」を「個体等」に、「第六号」を「第七号」に改め、同条第三項第二号中「個体」を「個体等」を種の保存のため」に改め、同条第四項中「引取りに係る個体」を「引取りに係る個体等」に改める。

第十五条及び第十六条中「個体」を「個体等」に改める。

第十七条中「希少野生動植物種の個体」を「希少野生動植物種の個体等」に、「特定国内希少野生動植物種の個体」を「特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等」に、「個体及び」を「個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品」に、「国際希少野生動植物種の個体」を「国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等」に改める。

第十八条中「個体」を「個体等」に改める。

第十九条第一項中「個体の取扱い」を「個体等の取扱い」に、「譲渡し等」を「若しくは個体等の譲渡し等」に、「個体」を「個体等」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「個体」を「個体等」に改める。

第二章第三節の節名中「個体の登録」を「個体等の登録等」に改める。

第二十条の見出し中「個体」を「個体等」に改め、同条第一項中「個体」を「個体等」に、「繁殖させたもの」を「繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品」に改め、「政令で定めるもの」の下に「(以下この章において「登録要件」という)を、」を加え、同条第二項中「(特定器官等を除く)」を加え、同条第二項中「以下この節」を「次条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十九条第三号」に改め、同条第四項中「個体」を「個体等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

の記載をしてはならない。

2 事前登録を受けた者は、総理府令で定めるところにより、三月を経過するごとに、その間に譲渡し又は引渡しをした事前登録に係る原材料器官等に関し環境庁長官に必要な事項を報告しなければならない。

3 事前登録を受けた者は、事前登録を受けた日から起算して一年を経過したときは、総理府令で定めるところにより、その間に第一項本文の規定により記載をしなかった事前登録済証を環境庁長官に返納しなければならない。

4 環境庁長官は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に關し次条第一項から第三項まで若しくは第二十二條第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5 環境庁長官は、事前登録を受けた者が前条第一項第一号に該当するに至ったときは、その者に対し、その事前登録に係る事前登録済証の返納を命じなければならない。

6 環境庁長官は、事前登録を受けた者が第四項の規定による命令に違反した場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その命令に係る事前登録に係る事前登録済証の返納を命じることができる。

7 環境庁長官は、この条の規定の施行に必要な限度において、事前登録を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

第二十一条の見出し中「登録個体」を「登録個体等」に、「登録票」を「登録票等」に改め、同条第一項中「登録を受けた」を「登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という)に係る

の記載をしてはならない。

の記載をしてはならない。

2 事前登録を受けた者は、総理府令で定めるところにより、三月を経過するごとに、その間に譲渡し又は引渡しをした事前登録に係る原材料器官等に関し環境庁長官に必要な事項を報告しなければならない。

3 事前登録を受けた者は、事前登録を受けた日から起算して一年を経過したときは、総理府令で定めるところにより、その間に第一項本文の規定により記載をしなかった事前登録済証を環境庁長官に返納しなければならない。

4 環境庁長官は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に關し次条第一項から第三項まで若しくは第二十二條第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5 環境庁長官は、事前登録を受けた者が前条第一項第一号に該当するに至ったときは、その者に対し、その事前登録に係る事前登録済証の返納を命じなければならない。

6 環境庁長官は、事前登録を受けた者が第四項の規定による命令に違反した場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その命令に係る事前登録に係る事前登録済証の返納を命じることができる。

7 環境庁長官は、この条の規定の施行に必要な限度において、事前登録を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

第二十一条の見出し中「登録個体」を「登録個体等」に、「登録票」を「登録票等」に改め、同条第一項中「登録を受けた」を「登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という)に係る

る」に、「個体」を「個体等」に改め、「登録票」の下に「又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証(以下この章において「登録票等」という)を加え、同条第二項中「登録を受けた」を「登録等に係る」に、「個体」を「個体等」に、「登録票」を「登録票等」に改め、同条第三項中「登録票」を「登録票等」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第四項中「登録を受けた」を「登録等に係る」に、「個体」を「個体等」に改め、「引取りをした者」の下に「(事前登録を受けた者から、その事前登録に係る原材料器官等に係る前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証とともにその原材料器官等の譲受け又は引取りをした者を除く)を、三十日」の下に「(事前登録に係る原材料器官等の譲受け又は引取りをした者にあつては、三月)を加える。

第二十二条の見出し中「登録票」を「登録票等」に改め、同条第一項中「登録票」を「登録票等」に、「三十日」を「登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月」に改め、同項第一号中「登録票」を「登録票等」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第二項中「個体」を「個体等」に改める。

第二十三条第一項中「前三条」を「第二十条から前条まで(第二十条の三四項から第七項までを除く。第五項において同じ)」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第三項中「個体」を「個体等」に改め、同条第五項中「前三条」を「第二十条から前条まで」に改める。

第二十九条第一項第一号中「登録」を「登録等」に改める。

第四節 特定国内希少野生動物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制を「第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制」に改める。

第一款 特定国内種事業の規制

第三十条の見出し中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第一項中「個体」を「個体等」に改める。

等」に、「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「加工品等」を「加工品」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改め、同条第三項中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第五項中「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第三十一条の見出し中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第一項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「個体」を「個体等」に改め、同項第一号中「個体が繁殖させたもの」を「個体等が繁殖させた個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品(次号において「繁殖に係る個体等」という)に、「採取されたもの」を「採取された個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品(第三号において「捕獲又は採取に係る個体等」という)に改め、同項第二号中「個体」を「個体等」に、「繁殖させたもの」を「繁殖に係る個体等」に改め、同項第三号中「個体」を「個体等」に、「捕獲され、又は採取されたもの」を「捕獲又は採取に係る個体等」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第三項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第三項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第三十三条第一項中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第二章第四節第三十三條の次に次の一款を加える。

第二款 特定国際種事業の規制

(特定国際種事業の届出)

第三十三條の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に關し特定器官等の種別に應じて政令で定める要件に該當するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章及び第六十一条第二号において「特定国際種事業」という)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境庁長官及び特定器官等の種別に應じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種関係大臣」という)に届け出なければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定器官等の譲渡し又は引渡し業務を行ふための施設の名称及び所在地
- 三 譲渡し又は引渡し業務の対象とする特定器官等の種別
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めらるる事項

(特定国際種事業を行う者の遵守事項)
第三十三條の三 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に關し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三條の六第一項の管理票が付されてない場合にあつては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。
(特定国際種事業を行う者に対する指示等)

第三十三條の四 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、第三十三條の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前条の規定に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動物種の保存に資するため必要があるとき、その者に対し、同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることが出来る。

2 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、第三十三條の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡し業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。
(準用)

第三十三條の五 第三十條第三項の規定は第三十三條の二の規定による届出をした者について、第三十條第四項の規定は第三十三條の二の規定による届出について、第三十三條第一項、第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、第三十條第三項中「特定国内種事業」とあるのは、「特定国際種事業」と、「農林水産大臣」とあるのは、「特定国際種関係大臣」と、同条第四項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは、「内閣総理府令及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三條第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定国際種関係大臣」と読み替へるものとする。

第二章に次の一節を加える。

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

(管理票の作成及び取扱)
第三十三條の六 第三十三條の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に關し次の各号のいずれかに該當す

る場合には、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、特定器官等（次条第一項の製品の原材料となるものに限る。）の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成することができる。

一 その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二 その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三 前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

2 前項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにするものとする。

3 第一項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにするものとする。

4 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業を行う者が第一項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

（適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定）

第三十三条の七 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原

材料として製造されたものである旨を認定をすることができ。

2 前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一 申請者が、その製品の原材料である特定器官等、その特定器官等に関し前条第一項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二 申請者が、その製品の原材料である原材料器官等を、その原材料器官等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

三 前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

3 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、第一項の認定をしたときは、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。

4 前項の標章は、その標章に係る認定を受けた製品以外の物に取り付けてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標章に関し必要な事項は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

（指定認定機関）

第三十三条の八 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境庁長官及び特定国際種関係大臣の事務（以下この節及び第六十三条第一号において「認定関係事務」という。）を、民法第三十四条の規定により設立された法人でその認定関係事務を適正かつ確実に実施することができるもの

として環境庁長官及び特定国際種関係大臣がその申請により指定するものに行わせることができる。

2 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）をしてはならない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十三条の十一第三項又は第四項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。

イ この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 第三十三条の十一第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3 指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において「指定認定機関」という。）がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境庁長官及び特定国際種関係大臣」とあるのは、「指定認定機関」とする。

（指定認定機関の遵守事項）

第三十三条の九 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境庁長官及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に

（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境庁長官及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境庁長官及び特定国際種関係大臣に提出しなければならない。

4 指定認定機関は、環境庁長官及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務等）

第三十三条の十 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その認定関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定関係事務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定認定機関に対する監督命令等）

第三十三条の十一 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関の役員が第三十三条の九若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第三十三条の九第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定認定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の八第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

4 環境庁長官及び特定国際関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の九の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したときその他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(指定認定機関がした処分等に係る不服申立て)
第三十三条の十二 指定認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境庁長官及び特定国際関係大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができ、

(手数料)
第三十三条の十三 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、指定認定機関の収入とする。

(準用)

第三十三条の十四 第二十三条第三項及び第四項の規定は指定について、第二十四条第五項及び第六項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について、第二十六条第五項の規定は第三十三条の十一第三項又は第四項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び特定国際関係大臣」と、第二十四条第六項中「総理府令」とあるのは「内閣総理大臣及び特定国際関係大臣の発する命令」と読み替へるものとする。

第五十一条第二項第三号中「個体」を「個体等」に改める。
第五十四条第二項中「第六号」を「第七号」に、「個体の譲渡し等」を「個体等の譲渡し等」に改める。

第五十九条第二号中「又は」を「第二十条の三第四項から第六項まで、」に、「の規定」を「第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定」に改め、同条第三号中「第二十条第一項の」を削り、「登録」の下に「又は事前登録」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

第六十条中「第二十五条第一項」の下に「又は第三十三条の十第一項」を加える。

第六十一条第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十三条の二」に、「特定事業」を「特定国内種事業若しくは特定国際種事業」に改める。

第六十二条第七号を同条第十一号とし、同条第六号を同条第十号とし、同条第五号中「同条第二項」の下に「及び第三十三条の五」を加え、「同条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条の次に次の二号を加える。

八 偽りその他不正の手段により第三十三条の七第一項の認定を受けた者

九 第三十三条の七第四項の規定に違反した者
第六十二条第四号中「同条第五項」の下に「及び第三十三条の五」を加え、同条を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十条の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者
五 第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十三条中「指定登録機関」の下に「又は指定認定機関」を加え、同条第一号中「第二十四条第四項」の下に「又は第三十三条の九第四項」を、「登録関係事務」の下に「又は認定関係事務」を加え、同条第二号中「第二十七条第一項」の下

に「第三十三条の十四において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加える。

附則
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成六年六月二十四日印刷

平成六年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局